



目指すものであります。具体的には、教育委員会と大学が協議会を設け、教員の資質の向上に係るビジョンを共有を図ること、教職課程の科目区分を大くくり化し様々な教育課題への機動的な対応を可能とすること、独立行政法人教員研修センターの業務に教職員の資質に関する調査、研究等を追加することなどの措置を講ずることとしております。

こうした措置により、大学と教育委員会等の協働を強化しつつ、教員の養成、採用、研修の各段階を通じた、キャリアステージに応じた資質の向上を図る体制を整備し、新たな時代に対応した質の高い教員の確保、資質の向上を図ることを目的としております。

○上野通子君 ありがとうございます。教員の資質の向上、大変重要でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、この法案の中で小学校の外国語の特別免許状の創設について、これが創設されたというこ

とについての質問をさせていただきたいと思いま

すが、今回このような免許状を創設するその趣旨について、それは何かということ、参考人の方にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

現在、中央教育審議会において次期学習指導要領の在り方が検討されております。その中で、小学校五、六年において、教科としての外国語の導入が提言されるなど、小学校における外国語に関する指導体制の整備は喫緊の課題となつております。

このような状況を踏まえ、優れた英語指導力や経験等を有する外部人材を教員として学校に迎えるため、免許状を有さない者に教員となる道を開く特別免許状の対象に小学校外国語を加えることとするものでございます。

○上野通子君 ありがとうございます。

大事な教科ともなるので、よろしくお願いいた

します。

次に、定数改善計画策定の必要性についてお伺

いしたいんですけど、お手元の資料の一をお見いただきながら質問させていただきます。

日本におけるこれまでの教職員の配置については、昭和三十三年の義務標準法の制定以来、過去に第七次までにわたって教職員定数改善計画が行われ、それが進められることによって地域に合った現場の指導法の改善がなされてきたところです。

しかし、御覧になつていただければ分かるよう

に、第七次定数改善計画以降、十年以上新たな改

善計画が作成されておりません。その理由はなぜ

なのか、文科省にお伺いします。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

教職員定数につきましては、昭和三十四年度以降、平成十七年度まで七次にわたる教職員定数改善計画によりまして、四十人学級の実現、指導方

法工夫改善などのための加配措置等の定数改善を行つてまいりました。

文部科学省といたしましては、平成十八年度以降も計画的な定数改善を求めて、概算要求の際に中長期的な定数改善の案を提示して予算折衝に何度も臨んできただけであります、残念ながら、十

年以上にわたりまして新たな定数改善計画は認められていない結果となつております。

○上野通子君 残念ながらこの十年間計画が認められなかつたということなんですが、先ほど木村

先生のお話にありました、教育現場はまだまだ様々な問題を抱える子供が山積している、そんな中でしっかりと責任を持った教員を送り込むとい

うことが重要だと思いますので、一刻も早い計画の策定をしていただきたいということで、次の質問につなげさせていただきます。

文科省としては、今回、「次世代の学校」指導

体制実現構想、その中で教育現場の抱える問題の解決に向けて定数の改善が必要という要求を行つています。これに対し、十一月四日の財政制度等

審議会の財政制度分科会において財務省が提出した資料に基づきますと、多くの疑問点が出てきま

富田委員からも質問が出されました、例えれば配付いたしました資料の二を御覧になつてください。学級当たりの加配定数の割合を維持して現在の教育環境を継続させた場合でも、今後十年間で約四万九千人の減となると判断され、また同じ資料において、下の方に書いてあります、子供の数の減少について、特別支援学校また学級の増加傾向は反映しているとはいうものの、資料三を

御覧になつていただくと、現在、加配定数で措置している通級指導や日本語指導が必要な児童生徒数の増加傾向にある点につきましては、全く加味されておりません。

今日は財務省の方もいらっしゃつてしまつてますが、財務省の皆さん、本当に教育現場のことを十分理解いただいているんでしょうか。これは現場の実態を無視した試算にはなつていませんか。幾ら試算とはいえ、このように機械的に教員定数の削減を判断され、将来的にも現在の教育環境を継続できるとお考えになるとしたら、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(藤井健志君) お答え申し上げます。

財政制度審議会でお示しした試算につきましては、文科省が概算要求に際しまして推計された今後十年間のクラス数の減少の見込み、これはマイナス七・九%でございます、それを基に現在の教育環境である十クラス当たり十八人という教職員数を維持した場合の教職員数の試算でござります。

教員一人当たりの生徒数や学力レベルの国際比較をした場合には、我が国は主要先進国の中では遅色のない状況になつております、厳しい財政状況も踏まえますと、この環境を継続することが原則と考えております。同時に、教職員を取り巻く環境は、いじめ、不登校など多様化、複雑化していると認識しております。このままの試算どおりでいくのであれば、不十分な定数措置になると思います。十分な定数措置を行わない限り、教育現場、教育環境は悪化するということになるんですけど、これを容認するということでしょうか。

○政府参考人(藤井健志君) お答え申し上げま

して、文教分野につきましても、予算の質の向上、重点化、エビデンスに基づくPDCASAIクルの徹底が求められています。

こうしたことなどを踏まえまして、今後の教職員定数の在り方についても、文部科学省から十分にエビデンスを提示していただき、それを基に費用対効果、他の手段との比較などを予算編成過程で検証しつつ議論を進めてまいりたいと考えております。

○上野通子君 ありがとうございます。

でも、もう一回資料三を見ていただきますと、そこでの加配教員定数のところなんですが、加配教員定数も自然減に合わせて減らしていくという、財務省の試算では十年で八%減らすという。今、その上の二つのグラフを御覧になると、これ、十

年間で通級指導を受けている子供たちが二・三倍になりますよ。それから、日本語の教育、能力が必要な外国人の子供たちも一・四五倍にも増加しております。ここで加配を減らしてしまったら、そこに通う子供たちがますます悪影響を受けられるんじゃないですか。私は、このまま、この基礎定数と加配定数のまま自然減を機械的に実行されるのであれば、絶対教育環境は低下するものと思います。

もう一回お聞きします。この試算どおりに、あるいは、きちんととしたエビデンスがないと、学力だけのエビデンスで測るうどるのは無理だと思いますよ。このままの試算どおりでいくのであれば、不十分な定数措置になると思います。十分な定数措置を行わない限り、教育現場、教育環境は悪化するということになるんですけど、これを容認するということでしょうか。

○政府参考人(藤井健志君) お答え申し上げま

す。

御指摘の試算は、文部科学省の推計された今後十年間のクラス数の減少見込み、ここには、少子化の進展に伴う自然減を踏まえて試算されたものでございますが、特別支援学校、学級については

近年の増加傾向を反映したものと承知しております。



ただ、タイミングやいろんなメンバーの変更によつて、まさに学習塾は必要ないんじやないかという、そういう誤解を生んだということは事実でありますけれども、まさにそういう御説明と、今後そういう低所得の家庭に生まれた人たちにしっかりと手当をしていこうという、そういう思ふうに感謝をさせていただいて、その件については民間教育団体も有り難く感謝をされておりましたので、そのことをお伝えをさせていただいて、質問に入らせていただきます。

まず資料の一一番目、私が出させていただいている教員研修の実施体系であります、国レベルの研修、免許状更新講習、都道府県教委等が実施する研修、免許状更新講習、それから十一年経験者研修とか大学院、民間企業等への長期派遣とか教科指導とか、もうあらゆるあれが重なっているわけでありますけれども、これを率直に見ただけでも、ああ、何かこれ負担が大きうだなというふうに感じてしまふんですが、文部科学省は、そこら辺のところの研修の負担感の解消とか、じゃ、実は現実はこうなんですよということがあるのなら、それを教えていただきたいと思います。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

現在、国レベルの研修につきましては、独立行政法人教員研修センターにおいて、主に各地域の中核リーダーや研修の指導者の養成が行われているところでございます。また、都道府県教育委員会等の実施する研修につきましては、初任者研修や十年経験者研修といった法定研修のほかに、教職経験に応じた研修や職能に応じた研修などが行わ正在いるところでございます。一方、教員として必要な資質、能力が確実に保持されるよう、定

して免許状更新講習が行われています。

今回の改正によりまして、これまで免許状更新講習と重複しやすかつた十年経験者研修の実施時期につきまして、当該学校や地域の教員の年齢構成を踏まえて調整することが可能となり、研修と講習の重複感が緩和されるなど、学校現場における教員の負担軽減の観点から効果ができるものと期待をしております。

また、公立学校の教員等としての資質の向上に関する指標あるいは教員研修計画が整備されておりましたと、中堅教員研修、学校組織マネジメント等の研修、それから免許状更新講習、それから十一年経験者研修とか大学院、民間企業等への長期派遣とか教科指導とか、もうあらゆるあれが重なっているわけでありますけれども、これを率直に見ただけでも、ああ、何かこれ負担が大きうだなというふうに感じてしまふんですが、文部科学省は、そこら辺のところの研修の負担感の解消とか、じゃ、実は現実はこうなんですよということはあるのなら、それを教えていただきたいと思います。

免許状更新講習という、ちょっとこれ、個人的には自動車運転免許証の更新のようなイメージを受けるわけですよ。だから、本来その講習というのの目的というのは、その先生たちがスキルを時代とともに変化していくものに対応するように、そしてまた、自分の深めたい、そういった見識を深めていくというような講習であると前向きに受けようかななどいう気になりますけど、何か我々も、ああ、更新時期が来たら、何か教習所じゃないけど試験場に行って、何か視力の検査とかそういうことをやらなきゃいけないようなイメージ

を取られるようでは、イメージとして非常によくないし、この講習の費用も当然個人の負担だ

といふようなことを理解をしておりますのでね。

そうすると、自分に投資をする、まさにそ

いことが学べると、こういうような部分で自分がス

キルアップできるんだというような、そういう研修というか更新だとどうようと何か前向きに行こうかなどいう気がするんですけど、まさに、期限が来たら免許更新に行かなきゃ失効するみたいな、そういうイメージだと私は非常にこれはよろしくないというふうに思うわけですよ。

それに、個人負担であるわけですから、それでその学校の先生が通つている場所、まさに離島だとかへき地だとか、そういうところで暮らしている先生と、その講習が行われる大学の近くに住んでいる都会の先生とではまるつきり負担が違うんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺も併せて、受ける人の心、そしてまた実質的な負担、そういう部分について文部科学省はどのようにお考えなのかを教えてください。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

まず最初にお尋ねがございました、免許状更新講習の費用の関係でございます。これにつきましては、開設者によって異なりますが、例えば大学が開設する場合はおおむね一時間当たり千円程度の設定となつてることが多うございまして、三十時間受講するということであると約三万円程度が必要となるという状況でございます。他方、この更新講習の受講料につきましては、教員免許状が個人に帰属する資格であるというところから、更新に必要な費用につきましては個人が負担するということが原則となつております。

また更新講習の受講料につきましては、その内容に応じて講習の開設者が決めるということでありますので、例えば、教育委員会が開設する場合については自己の判断で一部受講料を徴収しないという講習も行われているところでございます。

さらに、お尋ねがございましたへき地等の関係でございますが、国におきましては、へき地など大学が近隣にない地域での講習、あるいは商業、水産、特別支援教育など対象教員が少ない教科に對応した講習については、受講料に過度の費用負担が生じないよう、受講料につきましては、受講料に過度の費用負担が生じないよう、講習の開設費用の一部を補助することによって全国でおおむね一定程度

の費用負担になるような形に努めているところでございます。

さらに、お尋ねございました更新講習の内容の関係でございます。これにつきましては、従来、必修が十二時間、選択領域六時間、選択領域十八時間と改め、平成二十八年度からは、必修領域六時間、選択必修領域六時間、選択領域十八時間といふことであります。

このうち必修の領域につきましては、職種、学年別を問わないで、全ての受講者が社会の要請を踏まえて国があらかじめ示した全国共通の内容について受講するということをございまして、具体的には、国の教育政策とかあるいは子供の生活の変化を踏まえた課題などについて取り扱うということになつております。

また、選択必修については、教員に共通して理解が求められる内容あるいは現代的な教育課題について国があらかじめ示した内容から学年別、免許種あるいは教職経験に応じてそれぞれ選択して受講するということをございまして、具体的には、カリキュラムマネジメントとか進路指導、あるいはキャリア教育、英語教育、教育の情報化など、現代的な課題について取り扱つているところでございます。

このようない形で、さらに選択領域についてはそれぞれの開設者が任意に開設する様な講習の中から受講者が選択して受講するということをございまして、いざれにいたしましても、受講する内容については、現代的な動きも踏まえて、また受講者にとって魅力ある内容について提供するという形にするように文科省としては努めていきたいと思います。

○大島九州男君 今のお話を聞かせていただきたいで、頭だけじゃなかなか理解できないので、私もちょっと、資料二枚目、選択必修領域の導入についてという資料を皆さんにお配りしておりますけれども、今おっしゃった、必修領域十二時間、選択領域十八時間という左側から、今回の内容は必修領域六時間、選択必修領域六時間、選択領域十

八時間というふうに、こういうふうに分かれましたよと。その選択必修領域というのが、下に書いてあるカリキュラムマネジメントやアクティブラーニング等と、こういうような教育相談ですね、はじめ等、そういう部分でキャリアを積んでいただきますよと。

こういう内容は私は大変いとは思うんです。先生たちが自分たちで学びたい、こういうことやりたいというところで自分の費用を払っていくことができるんで、非常にすばらしいと。

でもそれが絵に描いた餅にならないようにしなきゃいけないと、一応、現場の先生たちのいろんな、こういう変わったけどどうなのという質問とか疑問があるんで、それをちょっと御紹介しますと、選択必修領域講習を異なる大学でそれぞれ受講して、その結果、二講習計十二時間履修認定がなされた場合、選択必修領域として余分に履修認定を受けた一講習六時間を選択領域の十八時間分に振り分けることは可能なんだろうかとか、そういうことを考えるわけですね。

それに対しては、免許状更新講習規則第四条において、免許状更新講習は領域ごとに受講する内容及び時間数が定められているため、これに基づき、各領域の認定を受けた講習をそれぞれ履修する必要があります。このため、選択必修領域として認定を受けた講習を別の領域の講習として振り替えることはできませんよと、これはこういうふうに明快に答えているんですね。

また、平成二十七年二月から平成二十九年一月までが受講期間となつており、改正前の必修領域を十二時間受講したのですが、改めて選択必修領域を受講する必要はあるのでしょうかという、そういう疑問があると。そうすると、平成二十八年三月より前に必修領域を履修し、その履修認定がなされているのであれば、改正後の必修領域及び選択必修領域の履修認定を受けたものとみなしますので、新たに選択必修領域を履修する必要はありませんと。

また、もう一つ、じゃ紹介すると、平成二十八年二月より前に選択領域十二時間のみを受講したのですが、免許を更新するためにあとどのようない講習を受講すればよいのですかという御質問については、既に履修された選択領域十二時間については改正後の選択領域十二時間で履修したものとみなすので、あとは改正後の必修領域六時間、選択必修領域六時間並びに選択領域六時間で履修していただく必要があります、なお、改正前と同様、現職教員は該当する申請期間内に手続を行う必要があり、現職教員でない方についても、履修認定を受けてから二年二ヶ月間に更新手続を行う必要がありますので御留意ください。

これは、分かっている人は、聞いて、うんうんうんと聞くと思つんですかけれども、多分学校の先生もいろいろ今回制度が変わつたことによって疑問や不安があると思うので、是非、これは要望しておきますが、各都道府県のそういう人たちが、現場の先生から今のような質問が出たときにぱぱっと答えられるようにしてあげることも非常に重要なことだというふうに思いますので、その件については要望をしておきます。

次、特別免許状の制度について、上野先生からもさつきちょっと話がありましたけど、今回、小学校の外国语の特別免許が導入されるようになりますが、基本的に普通免許といつて取つていて認めたが、基本的に普通免許をやらなきゃいけない特免をいまだに先生たちというのは、しっかりと基準の策定や改善を鋭意進めているというふうに承知しております。

○大島九州男君 ということであれば、そういう特免をいまだに先生たちというのは、しっかりと基準とキャリアがあつて、熱意もあるすばらしい先生だというふうに、そういう理解をした上で、今回、外国语の特別な免許といつて免許をいただいた、そういう先生たちがどんどん出てくるということは受け手側、現場としては、そうかやつぱりこれから英語教育をやらなきゃいけないで、その外国语の免許の先生を採用しなきゃいけないなど。

そうすると、じゃ、新たに採用するときの費用負担については、国が、それでいいですよ、どんどんやってくださいよと言われるんだつたら大いにやるんでしょうねけれども、現実は、多分、専科教員の中で理科とか、あと音楽とか、技術・家庭だとかいう先生がいらっしゃる、その中に外国语の専科を入れようとしたとき、じゃ、どれを外そなうか、どれと入れ替えようかというふうに思ひます。

○副大臣(義家弘介君) まず、この特別免許状につきましては、各都道府県教育委員会がそれぞれの地域における人材確保の必要性を考慮して授与されることとされています。特別免許状授与の

また、もう一つ、じゃ紹介すると、平成二十八年二月より前に選択領域十二時間のみを受講したのですが、免許を更新するためにあとどのようない講習を受講すればよいのですかという御質問については、既に履修された選択領域十二時間については改正後の選択領域十二時間で履修したものとみなすので、あとは改正後の必修領域六時間、選択必修領域六時間並びに選択領域六時間で履修していただく必要があります、なお、改正前と同様、現職教員は該当する申請期間内に手続を行う必要があり、現職教員でない方についても、履修認定を受けてから二年二ヶ月間に更新手続を行う必要がありますので御留意ください。

これは、分かっている人は、聞いて、うんうんうんと聞くと思つんですかけれども、多分学校の先生もいろいろ今回制度が変わつたことによって疑問や不安があると思うので、是非、これは要望しておきますが、各都道府県のそういう人たちが、現場の先生から今のような質問が出たときにぱぱっと答えられるようにしてあげることも非常に重要なことだというふうに思いますので、その件については要望をしておきます。

次、特別免許状の制度について、上野先生からもさつきちょっと話がありましたけど、今回、小学校の外国语の特別免許が導入されるようになりますが、基本的に普通免許をやらなきゃいけない特免をいまだに先生たちというのは、しっかりと基準の策定や改善を鋭意進めているというふうに承知しております。

○大島九州男君 ということであれば、そういう特免をいまだに先生たちというのは、しっかりと基準とキャリアがあつて、熱意もあるすばらしい先生だというふうに、そういう理解をした上で、今回、外国语の特別な免許といつて免許をいただいた、そういう先生たちがどんどん出てくるということは受け手側、現場としては、そうかやつぱりこれから英語教育をやらなきゃいけないで、その外国语の免許の先生を採用しなきゃいけないなど。

そうすると、じゃ、新たに採用するときの費用負担については、国が、それでいいですよ、どんどんやってくださいよと言われるんだつたら大いにやるんでしょうねけれども、現実は、多分、専科教員の中で理科とか、あと音楽とか、技術・家庭だとかいう先生がいらっしゃる、その中に外国语の専科を入れようとしたとき、じゃ、どれを外そなうか、どれと入れ替えようかというふうに思ひます。

だから、そういう現実の中で、本当にこの外国语の専科を入れようとしたとき、じゃ、どれを外そなうか、どれと入れ替えようかというふうに思ひます。

○副大臣(義家弘介君) まず、この特別免許状については、各都道府県教育委員会がそれぞれの地域における人材確保の必要性を考慮して授与されることとされています。特別免許状授与の

基準、手続としましては、法令上、まず一つ目として、任用しようとする教育委員会が学校法人の推薦に基づき、そして二つ目、都道府県教育委員会が行う教育職員検定において、担当する教科に関する専門的な知識経験や技能、社会的信望と教員の職務を行うのに必要な熱意と知見を有しているのかを確認した上で、あらかじめ大学の学長や学校の校長等の有識者の意見を聞いた上で当該検定に合格した者に対して授与することがまずは定められています。

また、文部科学省では、各都道府県教育委員会が特別免許状の授与基準を策定、改善するための授与に係る教職員検定等に関する指針を通知したことになります。都道府県教育委員会では、本指針の策定後、必要に応じて特別免許状の授与基準の策定や改善を鋭意進めているというふうに承知しております。

○大臣政務官(杉久武君) お答え申し上げます。

学校教育における専科指導の重要性に鑑み、二十八年度予算においては専科指導充実のための加配定数を百四十人増員されたところでございます。二十九年度概算要求においても、専科指導の充実のため 加配定数三百三十人の追加措置が要求されているものと承知をしております。

他方、厳しい財政事情や少子化の進展を踏まえ、経済財政諮問会議等で予算の重点化やエビデンスに基づくP.D.C.Aサイクルの徹底が求められています。今後、こういった点も踏まえつつ、予算編成過程で検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○大島九州男君 いや、三百三十人とか百四十とか増えてすごいなというふうに思う人もいるのかもしれません、学校つて二万とか三万とかいうふうな数だったような気がするんですね。そうすると、せめて、十校に一人とか全校に一人とは言いつかせんけど、それぐらいの数があるんだつたら何とか増えたようなイメージするんですけど。増えないよりは増えた方がいいですよ。その気持ちはおありになるんだろうなという気はしました。

だから、それはもとと予算をしつかり付けて、現実的に下の現場の皆さんのが、ああ、これで何か加配の外国语の先生入れられるなどというようなイメージにならないといけないので、是非そこは財務省さん頑張っていただきたいというふうに思う

わけがありますが。

よくエビデンス、エビデンスという話するでしょう。これ、是非財務省さんにつかりと受け取つていただきたいのは、スーパー・サイエンスハイスクールというのをやって、これはすごく成果出ているんですよ。それで、外国の生徒とかいろいろなやり取りをする中でも日本はそういう中で非常にいいあれを出している。だから、結果、こういう教育は効果あるんだということで、今までいろいろなやり取りをする中でも日本はそういう中で非常にいいあれを出している。だから、結果、

この改定におきましては、教員研修センターの行う業務に学校教育関係職員の資質に関する調査研究やその成果の普及、教員免許講習や免許法認定講習の認定に関する事務などを追加することとしております。

これらの業務が追加されることにより、各地域や各大学で実施されている研修や講習の好事例、全国的好事例等、教師の資質向上に係る優れた知見が該機構に一元的に蓄積されることとなります。このことにより、当該機構が実施する研修の高度化が図られることはもとより、各地域や各大学が機構の蓄積する優れた知見を逆に活用することで、各地域や各大学で研修や講習の内容の充実やその高度化が図られるものと考えております。

○大島九州男君 今、義家先生おっしゃった、一

元化されていくと。その講習の中に、私が聞いて

いるのは、まさに民間教育の中の研修、アクティ

ブレーニングだとかそういう新しいものに対応す

る、そういう民間教育機関の研修を受け入れて成

果の出ている市町村、そういうものの事例をよく

聞いているんですが、そういうことも含まれると

いう理解でいいんでしょうか、義家副大臣。

○副大臣(義家弘介君) 全くその方針でございま

す。

○大島九州男君 ということになりますと、一番

最初に言いましたように、大臣、まさに民間教育

と文部科学省が連携をして今大いに進んでいる

と、私は思つてます。

○副大臣(義家弘介君) お答えいたしました。

四万円支給しようという、こういうすばらしいそ

の考え方。

まさに、育つ、生まれた家庭環境に関

係なく、

伸びたい者は伸びる、そういうものをつ

くつしていくという、その第一歩だというふうにこ

れは思つてます。

まさに、我々、高校無償化、特に高等教育機関

も無償にしていくとかいろんなことを言つてい

るわけあります。義務教育段階で私学に通う

生徒についてはなかなか難しかったけど、だか

ら、今回こういうのを初めて、大臣、要求され

るということは大変すばらしいことだと思うんで

すが、まあ、いろんな議論があつたと思うんで

すけれども、そこの、この要求に係る過程だとか

大臣の決意をちょっとここで聞かせていただける

と有り難いんですね。

まさに、高校無償化、特に高等教育機関

も無償にしていくとかいろんなことを言つてい

るわけあります。

まさに、高校無償化、特に高等教育機関



すけれども、その辺について具体的にどんなふうにイメージをされるのか、教えていただけたらと思います。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

委員お尋ねの教員等の資質向上に関する指標についてござりますが、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき教員等の資質に関する指標でございまして、当該教員の任命権者である教育委員会等がその地域の実情に応じて策定するものでございます。この指標におきましては、教員の職責、経験及び適性に応じた成長段階ごとに、教科指導力、生徒指導力、学級経営力や地域と連携する力といった能力や資質の目安が規定されるものと考えております。

文部科学省いたしましては、各任命権者の判断に基づき、各段階ごとに必要な能力や資質が明確にされ、それぞれの教員がそれぞれのキャリアステージに応じて研修等による資質の向上に取り組むことができるよう指標となるべきであると考えております。

○那谷屋正義君 分かりました。

そうしたことを基に、実は現場でもう一つ不安なことがございます。今、教育に限らず人事評価というものが毎年行われるような状況になつてゐるわけでありますけれども、教員のいわゆる人事評価にこれが直接結び付くようなことがあると本来の趣旨とは私は違つてくるんだろうというふうに思つわけでありまして、このことについては附帯決議にも盛り込まれていますし、議論のやり取りの中でも出てきていますけれども、影響しないという明言がちょっと大臣のお口から出てきていませんで、是非そのところは、もう趣旨が違うんだということイコールもう人事評価に直接結び付くことはないと明言をしていただけたらと思うんですねけれども、いかがでしようか。

○国務大臣(松野博一君) この教員等の任命権者が策定する資質の向上に関する指標は、教員等の資質の向上を目的として、その職責、経験及び適性に応じて教員等が将来に身に付けていくべき資

質を規定するものであります。

一方で、教員等の評価は地方公務員法の規定に基づいて行われる人事評価の仕組みの中で実施されるものであり、教員等がこれまでの職務の遂行に当たつて發揮した能力を見る観点から行われるものでございます。この指標におきましては、教員の職責、経験及び適性に応じた成長段階ごとに、教科指導力、生徒指導力、学級経営力や地域と連携する力といった能力や資質の目安が規定されるものでございます。

また、人事異動などの教員等の処遇は人事評価の基礎の上に行われるものであり、教員等が将来的に備えるべき資質について定める同指標との関係は、人事評価の場合と同様であります。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

それから、各教育委員会が指標を定めるに当たつて、様々な大学ですか教育委員会といふうな形で協議会が設置をされるわけですが、この協議会というのも、現場を知つている人たちのこそこにやつぱり意見反映されるべきだという、そういう指摘がやはりどうしても振り切れないわけであります。

やはり現場を経験して、だからこういう状況のときにはこうなんだという、そういうふうなものに結び付いていくためにも、現場と隔離された議論にならないためにも、現場教職員がやはりこの協議会に私は加わつてもいいのではないかと。加わらなければならないといういろいろな状況があります。

そこで、私は現場を経験して、だからこういう状況のときにはこうなんだという、そういうふうなものに結び付いていくためにも、現場と隔離された議論にならないためにも、現場教職員がやはりこの協議会に私は加わつてもいいのではないかと。加わらなければならぬというふうに思いますけれども、もう一度、その辺について議論はされておりませんから、それはなかなか地域によつてあると思つますけれども、やはり加わつても私は問題ないのではないかというふうに思つますけれども、

○国務大臣(松野博一君) 地域における課題、学校現場の状況を協議会における協議及び協議を踏まえて策定される指標に反映させることは、当該運用上の工夫を検討していただきたいと考へてお

ります。

○那谷屋正義君 現場の教職員を必ず入れるといふことは、まあそつとうふにはおっしゃられませんでしたけれども、そういう現場の声が入るようになるという工夫が必要という、そこを参酌します。

また、人事異動などの教員等の処遇は人事評価の基礎の上に行われるものであり、教員等が将来に備えるべき資質について定める同指標との関係は、人事評価の場合と同様であります。

次に、教員研修計画についてでございますけれども、教員研修計画、第二十二条の四の二の定める事項がありますけれども、任命権者実施研修の一から五まで項目があります。こうした、例えば基本的な方針、体系、時期、方法及び施設、研修を奨励するための方途、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項というのが挙げられていますけれども、これらの具体的な例について教えていただきたいと思います。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

委員お尋ねの各任命権者が定める教員研修計画において定めるべき事項についてでございますが、まず第一に任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修などの意図や目的などに関する基本的な考え方、第二に任命権者が実施する様々な研修をどのように体系化するのかといた事項や研修の時期、方法、施設に関する具体的な事項、第三に校内研修を含めた研修を奨励するためのどのような支援を行つていくのかという事項、こういったことが記載されるものと考えております。

また、これらに加えまして、研修の実施に必要な事項として文部科学省令で定める事項について記載されることとなつておりますが、現在のこところ、この省令において研修の実施に際して連携する関係機関に係る事項などについて規定することを考えております。

○那谷屋正義君 図らずも、先ほど同僚の大島議員の質問に使われた資料の中にあるように、今現場では様々な研修が行われているわけでありますけれども、一方で、今局長が言われたように、先

生方が子供たちのためにどうしたらいいのかといふことでもつていろいろな研修を加えるということは、やはり一番の研修の場としてふさわしいといふ言い方はいいかどうか分かりませんけれども、的確なのはやはり現場なんですよ。

ところが、様々な研修の結果、現場を離れることが多い多々あるというふうな状況になつてゐるわけでありますけれども、そうした実態を大臣は御認識をされているのか、あるいは、今の研修体制ではまだまだ不十分だと、もっとと質を高めてもらいたいんだというふうな、そんなふうに思われているのか、その辺についてひとつ見解を聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(松野博一君) 國際教員指導環境調査によりますと、我が國の教員は他国の教員と比較をして担当教科等の分野に関する知識の理解、指導法、生徒への進路指導やカウンセリングなど、いずれの研修に対しても参加意欲が非常に高く、業務が多忙な中でも我が國の教員の自己研さんへの意欲は高いと認識をしております。ただ一方で、同調査によると、研修参加の障壁として業務スケジュールと合わないということを挙げる教員の割合が他国に比べて顕著に高く、多忙ゆえに研修への参加が困難な状況というのもあると認識をしております。

そのため、私としては、今般の法改正を契機に、全ての地域において教員が質の高い研修の機会に恵まれるように対応してまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 私もそれは大事なことだなといふふうに思ひますが、じゃ、そのためにはどうしたらしいかな? いうことがまさにこれから解決しないかなければいけない課題なんではないかなといふふうに思ひます。

ちよつと一つ飛ばしますけれども、今言われたように、校務が大変、校務というか校内の様々な事情によって、出たかった研修、出たい研修に出られないというような状況も実はある。また一方で、校内もいろいろやりくりできるけれども、た

る県のある学校では全ての教職員が一週間のうちに全員そろうという、そういう日が一日もない。例えば、ある先生は三年次研でない、五年次研でない、ある先生は三年次研でない、そういう日が一日もない。様々な形で職場に必ず誰かがないといふ。例えば、ある先生は初任研で何々曜日がない状況というのがあって、これ、学校現場とうのは子供たちを見るのに担任だけがその子供を見ればいいわけじゃなくて、全ての教職員で一人の子供をしっかりとその育ちを見るということが今求められているし大事なことなんですけれども、残念ながら、その意思疎通を図るためにみんなでのいろんなことをやるうとするときに必ず誰かがいないと。これは、欠席しているわけでもサボっているわけでもなく、やはりそういうたどり出なければならない研修等々いろいろと学校を空けてしまっているという実情があるということを聞いて、本当にこれはもう私が現場にいたときに比べてもっともっと忙しくなっているなどということをそのとき改めて痛感したわけでありますけれども。

その一つの中に、例えば、今、小学校と中学校ではちょっと事情が違いますけれども、授業の持ち時間数というのがここに来てちょっとと考えなきやいけないのかなというように思つてゐるんですね。現時点で大臣は、公立小学校、中学校の教員の皆さんのお授業の持ち時間数というのは把握されているでしようか。

○國務大臣(松野博一君) 平均担当時数としては、公立小学校で、週当たりでございますが、二十四・六こま、公立中学校では十八・二こまと承知をしております。

○那谷屋正義君 二十四・六こまといいますと、月曜日から金曜日まで五日間、授業というのは大体マックス六時間なんですよ、一日でできるのが。そうすると、五、六、三十ですね。三十三こまで残りがもう五こまぐらいしかないということ、五こま分ぐらいしかやとりがないわけですから、毎日毎日、研修研修研修でもって、例えばあ

も、実際に学校としては、水曜日はもう五時間にするとか、どこどこは半日にするとか四時間にしますとかと、いろいろ出てきますから、ほん、二四こま、「二十五こま」というと全ての授業を受け持たなければならないと。  
そうすると、そのための教材研究ももちろんのことながら、それ以外に様々な会議、研究会、そういうものがずっとあるわけあります。研修をより充実し教員の資質を高めることに本腰を入れるのであるならば、やはりこの授業時数を減らしていくということは大事な要因であるといふふうに思いますけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(松野博一君) 國際教員指導環境調査の結果では、授業時間は参加国平均と同程度であるという結果が出ております。しかし、課外活動の指導や事務業務などに関わる時間が長いという結果であり、これを受けて、チーム学校の推進や学校現場の業務の適正化等の取組を進めていかなければならぬないと考えております。

あわせて 複雑化 困難化する学校現場の諸課題

題に対応し次世代の学校に必要な指導体制を構築するため、平成二十九年度概算要求において、小学校専科指導の充実を含む学習指導要領改訂への対応や、多様な子供一人一人の状況に応じた教育への対応などに必要な教職員定数の改善を要求をしております。

○那谷屋正義君 今の日本の学校の教員の授業時数が世界的なレベルであるというのは私も承知をしておりますけれども、それ以外のことが大変多くなっているということです。

それ以外のことというのは、じゃ、本当に不要なことなのかどうなのかというようなことを鑑みたときに、授業時数を減らす方向でいくということは、あるのかもしれません。世界レベルで、ほかのものはいっぱいやっているんだけれども、授業時数は同じだというのであれば、どちらが切れないものであるとすると、どっちかが減らしていかなきやいけないといふふうに思うんです。

けれども、いずれにしても、これは授業時数を仮に減らすということになつたとしても、行く行くは教職員の定数を改善し、そこに一人でも多くの教職員、先生をそこに配置できるようなそういうシステムと、いうのが一番大事ではないかなと。研修に出るのもそうだし、今の問題になつていてる多忙化を解消するのもそうですねけれども、この二つを同時にやるのは、業務を減らすか定数を増やすか、このどちらかだというふうに思うので、是非その両方の視点から、これからいろいろと大臣のリーダーシップを發揮していただきたいなと、このように期待をしたいところであります。

ちょっと今度は法案から少し離れますが、実は、文科省、先ほど申し上げました六月のタスクフォースのことが発表され、また昨今のいろんな官邸の中での動きなんかも聞いておりますと、まさに今の教職員の多忙化は尋常ぢやないという認識によく皆さんになつていただいているとうふうに思うわけでありますけれども、そういうことを反映してかしていないでか分かりませんけれども、今年の各都道府県の人事委員会報告というのをございます。これは、お手元に今日資料をお配りしております。資料一と二であります。

資料一は、各都道府県の人事委員会報告における教職員の勤務時間削減等に係る記載ということです、ぱあっとこれ全国出ておりますけれども、一十八年、今年初めてこの報告を行つたところも多々ございます。その中身についてが資料の二になりますけれども、例えば千葉県、「教職員の勤務時間については、近年、教職員の多忙化が全国的な問題として取り上げられており、本県教育委員会においても、「多忙化対策検討会議」の設置など、教職員の負担軽減を目的とした取組が云々と、こうなつていてるわけです。

ところが、この人事委員会報告というのは、割と傾向として知事部局がこれを受けるというふうな感覚であつて、当の教育委員会がそれを真正面から受け止めるということがなかなかこれまでにな

い状況なんですね、ないというか少ないんですね。

こうしたことが、今、多忙化している中につけて、やはり都道府県の教育委員会もこの人事委員会の報告というものについてしっかりと真摯に受け止めてそれに対応すべきだというふうに私は思えますけれども、大臣はどのようにお考えでしようか。

○国務大臣(松野博一君) 各都道府県に置かれる人事委員会は、地方公務員法第八条に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し地方公共団体の議会及び長に勧告や報告をすることができるとしております。このことはもう先生今御指摘をいただいたとおりでございますが、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告の中に、報告として教職員の多忙化の解消や負担の軽減について言及されている例があることは承知をしております。

文部科学省としても、先ほど来御議論があるとおり、教員の業務負担の軽減は子供と向き合う時間の確保や教育の質の向上の観点からも重要であると認識をしており、各教育委員会において学校現場における業務の改善について適切に取り組んでいただきたいと考えております。

○那谷屋正義君 大臣の思いは分かつたんですが、具体的になかなか、やっぱり今の地方自治といふものを考えたときに、なかなか中央からこうしろといふようなことというのは言い出しにくいというその状況は分からぬでもないんですけども、一方で、えつ、こんなことまで口出しちゃうのというようなことも多々ある中で、こういうことについてはもうこれ共通の、与野党を問わず共通の課題でありますので、是非ここは徹底していただきたいというふうに思うんですね。

といいますのは、例えば六月に出されたとさつきから申上げておるよう、あのタスクフォース、そしてあの通知に関して、実はなかなか各都道府県教委が動かなかつたんですね。すぐに対応を取つたところもありますけれども、まだ

動いていないところも多々ある。そして、ようやく三ヶ月、四ヶ月たつて今頃になつて動いてくるという、そういうふうな状況があつて、もちろんいろんな事情があるから早い遅いというのはあると思いますけれども、そのことをしっかりと認識をしてもらうということは私は大事なことだといふふうに思いますので、是非そちらの方でもリーダーシップを發揮していただきたいなというふうに思います。

次に、もう一回法案の方に戻りますが、教職員支援機構の業務についてであります。

今、大島議員の方からも質問がありましたけれども、私がちょっと懸念するというか、いろいろな懸念する声が上がっているのをちょっとお話しすると、例えばこれは研修だけではなくて、養成と採用に係る重要な部分、特に、教員資格認定試験の実施と、こうあるわけですよね。

そうすると、これまで各都道府県あるいは任命権者ごとに行っていた教員採用試験が国が行う

ような状況になるとすると、まさに国が望む教員

しかこの日本に現れなくなるのかな、いや、もちろん誰からも望まなきや先生はいけないんですね

けれども、だけど、要するに一面的というか、要するに時の政府、政権を担う人たちの考え方にならぬ教員しかいなくなつちやうなんじやないかななど

いうことが懸念されているわけでありますけれども、この辺についてちょっと、そうではないんだ

ということをもし言つていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(松野博一君) 教員資格認定試験の実

施に関する事務については、これまで文部科学省で直接行つてきた業務であり、今般の法改正により当該機構にアウトソーシングするものである

から、国から何らかの形で統制が強まるというのではありません。

各都道府県等における試験問題の作成に係る負担軽減や試験問題の質の担保の観点から、将来的に希望する各都道府県等が教員採用試験を共同で実施する場合のサポートなどを行うことも考えて

おりますが、国の統一試験を課すという考えはございません。

○那谷屋正義君 それは是非そうであつてほしいなどいうふうに思つんですが、とかく人はやすやすに流れる。

教員採用試験問題の作成に当たつて、確かに様々な負担があるというのもお聞きをしていると

それがあつた厳しい状況であるし、別に大小にかかわらず、そこに関わる現場教員もいろいろな苦労

があるということをお聞きをしているところであります。特に、小さな自治体においては

一遍始めたらば、まああれに任せようじゃないか

といふうな、やすやすに流れてしまうというの

が、ともするとやはりあるのではないいかと。

そのところを私は懸念するわけでありまし

て、全国の学力状況調査も、こういうものなんですか

よといふうな最初の目的と今大分違つてしま

ちやつているんですね、今の扱いが、運用が。

そうすると、この部分もそういった部分が非常に

懸念されるということでありまして、ここは私どもとしても今後も注視をさせていただきたいと思

いますし、是非、今の大臣の初志、初心といいま

すか、それを、初志を貫徹していただきたいとい

うふうにお願いをしておきたいと思います。

それから、残りも大分少なくなりましたけれど

フランス語とかと書いてあるんですけど、これも小学校でやるようになるのかどうなのかといふうな純な疑問なんですが、これについてお答えいただけだと思います。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

現行の学習指導要領におきましては、小学校外國語活動につきまして、英語を取り扱うことを原則としているところでござります。また、現在、中央教育審議会では、次期学習指導要領に向け

て、小学校五、六年における外国語教育の教科化が審議されておりまして、文部科学省といたしましては、次期学習指導要領におきましても小学校外國語教育につきましては英語を取り扱うこと

を原則とするということを想定している次第でござります。

○那谷屋正義君 この原則とするというのがなかなかくせ者であります。今度英語を二単位増やして、今度はじゃ高学年にはフランス語もちよつとやろうかとか、そんなふうにしていくと、今度

は、じゃ、これまであった日本の教科、あるいは、特にここで懸念されているのは国語の先生で

すね、日本の国語がしっかりと理解できない中で

あって英語をやるということ、一体、本末転倒し

ているんじゃないかといふうな心配をされるい

る先生がたくさんいらっしゃいます、こここの部分。

さらには、いわゆる芸能教科と言つていいかど

うか分かれませんけれども、音楽だとか図工だとか体育だとか、こういった時間数がどんどん今減らされてきています。そういうものは文科省は

行く行くは要らないと考えているのかどうなのか

といふうな、そういうふうな疑問まで持つ始めています。

そういう中にあつて、この括弧の中の、英語を

原則とすると言いながらも、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。」と、このように規定をされていました。英語を導入するというのは、いい悪いは別に

されれども、いざれにしても、法律を改正する上で、いつまでもちよつと不要なといいますか誤解を招くような、余計な誤解を招くような文言といふのは、どうせ改正があるのであるならば、その文言は削除するべきだろうと本当は思うんですね。

法律というのは、いつまでも作られたままずっと来て、今日的に何この言葉というのが結構あるんですけれども、そういうところもしっかりと見直していただきたいということはお願いしておきたいというふうに思います。

それから、この外国語教科化の影響で物すごく現場の負担が増加するわけですよ。先ほどお話をあつた、特別免許をもらって英語を指導する方もいらっしゃるかもしない。しかし、さつき言われたように人数としては本当に微々たるものですから、じゃ、今の学校現場の先生方の誰かが小学校で英語を教えなきゃいけない、しかしそのノウハウはない。今、リーダー養成研修みたいなのが行なわれていますけれども、あれだつてなかなか普及していきますけれども、あれだつてなかなか普及していくのに時間が掛かるし、そのための時間と経費、こういったものも様々掛かるわけであります。

そういう意味で、やっぱり、例えば私も何回か研修センターの方にお邪魔をして見させていただきましたけれども、皆さん、その先生方は学校の仕事をこんな山ほど抱えて研修に参加をされています。研修が終わつた後でみんなでいろんなことを議論するのかなと思つたら、意外とそうではなくて、個々の部屋に閉じこもつて自分の仕事に取りかかっているという、そういう現状があるわけです。

そうすると、やはり先生方の健康というか、それがかかるつたものも考えると、やっぱり例えればそういう研修は大事だということであるならば、そこに

対して何らかの配慮が必要だろうと。人を送り込むということもあるだろうと思いますし、そう

いったことを、やっぱり一つだけあつと突っ走る

こと必不可少そこにゆがみが来る、へこみが来ますので、こうやることによって一体どういう影響が出

てくるかなども常に考えていただいていると思いますけど、更にこれまで以上にそのことを、あのタスクフォースを実現する上では大事なことだというふうに思いますので、是非、そのことを踏まえて取組をしていただくことを切にお願いを申し上げまして、時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○河野義博君 公明党の河野義博です。

言うまでもなく、国の柱は人材であります。人材育成の中核を担うのが学校教育であり、直接教育の担い手たる教員の資質、能力の向上は国としても最重要な課題であると認識をしております。今回の法改正は、教員の資質向上に関する指標の全国的整備や十年研修制度の見直しなど必要な改革が盛り込まれており、賛成の立場から質問をさせていただきたいというふうに思つております。

具体的な内容に關して伺います。まず、現行法においても研修計画は策定されることになつております。本改正によりまして、文部科学大臣は校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針を策定すると。教員任命権者、これは教育委員会になろうかと思つますが、大学などと協議会を組織した上で、指針をしんしやくしつ、資質向上に関する指標を策定し、その指標を踏まえて教員研修計画を策定するということになつています。

現行法においても、任命権者、教育委員会は研修に関する計画を樹立し、実施に努めなければならぬとされてきたわけですが、今般、新たに大臣指針を策定した上で協議会を立ち上げ、研修計画を策定することとするその必要性、どういったところにあるのか、從来の問題点も含めて御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、現行法においても、任命権者は研修に関する計画を樹立し、実施に努めなければならないとされておりました。一方、大学と教育委員会との連携につきましては、養成、採

用、研修の各段階における教員の資質の向上に係るビジョンを共有する観点から不可欠なものであります。また、国・都道府県、市町村、学校がそれぞれ主体となって研修を行つておりますが、全体として必ずしも体系的な研修が効率的に行われていないとの指摘もあつたところでございます。

そこで、一般の法改正におきましては、文部科学大臣が教員としての資質の向上に関する指標を策定するための大綱的な指針を策定するとともに、教育委員会と教員養成を担う大学等から構成される協議会の設置、教員の資質の向上に関する指標の策定、教員研修計画の策定を任命権者に義務付けることとしたところでございます。

こうした措置を講ずることによりまして、体系的かつ効率的、効果的な研修の実施が可能となるほか、大学と教育委員会等との連携、協働を強化しつつ、教員の養成、採用、研修の各段階を通じた、キャリアステージに応じた資質の向上を図る体制を整備し、新たな時代の教育に対応する質の高い教員の確保、資質の向上を図つてしまいたいと考えております。

○河野義博君 まさに教員をどのように育てていくのか、ビジョンを共有することが大きなポイントだという御説明をいただきました。今までの研修計画、各都道府県が独自にやつておきましたが、必要な研修が歯抜けになつていたりばらばらだったところをしっかりと全国規模でならして体系的な研修計画を作るというのも一つの主眼であろうかというふうに承知をしておりま

す。

その上で、このような課題を踏まえて、現時点で想定されている指標、指針及び教員研修計画、主たる内容などを想定されているのと比較いたしまして、教員のキャリアステージに対応した体的かつ効率的、効果的な教員研修計画が策定されることを期待しております。

○河野義博君 先生方のキャリアステージに応じた研修というのは非常に大事な視点だろうということによります。

先生方にも学び続けていただく、キャリアアッ

用部科学大臣が定める指針につきましては、本法案の成立後、学校関係者の意見も踏まえながら策定してまいりたいと考えております。

現時点におきましては、法案の規定に基づき、次のような事項を記載することを考えております。まず第一に、教員の資質の向上に関する基本的な事項として、グローバル化、情報化といった社会構造の変化を考慮するなどといった教員の資質の向上を図るに当たり踏まえるべき基本的な視点など、第二に、各任命権者が定める指標の内容に関する事項として、児童生徒の指導力、授業力などといった指標に盛り込むべき内容に係る観点、第三に、その他教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項といったしまして、大学やほかの機関との連携に関する事項などを盛り込むことを考えております。

また、教育委員会等の各任命権者が定める教員としての資質の向上に関する指標についてでございますが、教員の職責、経験及び適性に応じた、成長段階ごとに教科指導力、生徒指導力、学級経営力や地域と連携する力といった能力や資質の目標が規定されるものと考えております。

さらに、各任命権者が策定する教員研修計画でございますが、任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等の目的などに関する基本的な考え方、任命権者が実施する様々な研修をどのように体系化するかといった事項や、研修の時期、方法、施設に関する事項、さらには、校内研修を含めた研修を奨励するためのどのような支援を行つていくのかといった事項が記載されるものと考えております。

これらの措置によりまして、従来の研修計画と比較いたしまして、教員のキャリアステージに対応した体的かつ効率的、効果的な教員研修計画が策定されることを期待しております。

○河野義博君 十分な待遇を是非とも手当てできること、よく共に頑張つていただきたいというふうに思つております。

海外の先生方、教員と比較しても、我が国の教員の長時間労働、いうのは長らく指摘されているわけあります。また、一クラスの児童生徒数も海外に比べて多いことは明らかです。

ある中学校の先生の話を伺いました。担任と部

普をし続けていただくからには、教員の待遇改善というのも大事な論点なんだろうと思います。教育公務員には崇高な使命感が求められます。それとともに、専門知識のみならず、生徒の人格形成に資するための人間力も求められる。そういうた

め、現行法においても、教育公務員というのは必ず研究と修養に努めなければならないとされており、その職責の大きさに応じた待遇が求められているわけあります。

待遇に関しては、教員自身の資質向上への努力や生徒指導への実績など、反映される制度が導入はされているものの、より一層めり張りの利いた待遇を求める意見もあるわけあります。そこで、文科省として待遇改善に向けた取組を伺います。

教員の士気を高めるため真に頑張つている教員を支援することは委員御指摘のとおり重要であると考えております。第二期教育振興基本計画において記述があるところでございます。

文科省といたしましては、めり張りある給与体系の推進に向けまして、平成二十六年度に管理職手当と教員特殊業務手当の改善を図るとともに、現在、平成二十九年度概算要求におきましては、部活動指導手当等の引上げを盛り込んで要求をしているところでござります。

今後とも、真に頑張つてている教員が適切に待遇されれるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○河野義博君 十分な待遇を是非とも手当てできること、よく共に頑張つていただきたいというふうに思つております。

海外の先生方、教員と比較しても、我が国

活動を併せ持つだけでも本当に精いっぱい、その上に学年主任も重なるとともにプライベートなんであつてないようなものだと。授業数も週二十九回のうち大体二十から二十一こま持つていて、本当にもういっぱいいっぱいな状況で走り続けていると。だけれども、やっぱり生徒と向き合つてからは自分も本当に頑張つてないと生徒に向き合うことなどができない、そのモチベーションだけで頑張つているんだというようなお話を聞かせていました。また、研修、現在でも様々な研修は用意されていて非常に魅力的なものもある、参加したい意欲というのはあるんだけれども、現場を離れるとその分ほかの先生方に過度な負担が掛かつたり、また自分自身も前後の業務に支障を来すということから、研修参加に踏み切れないケースも非常に多いというふうにおっしゃられていました。

教員の多忙化が指摘されております。当局としてはどのような現状認識でしようか。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

先ほど大臣から御説明申し上げたとおり、国際教員指導環境調査、いわゆるTALISの結果によれば、一週間当たりの中学校教員の参加国の平均勤務時間が三十八・三時間に対しまして、我が国は五十三・九時間となつております。中で調査に参加した国・地域の中で一番長い実態になっているところでございまして、この点は、委員御指摘のとおり、我が国の長時間勤務の実態が示されているものとの認識をしております。中でも、一週間当たりの勤務時間に占める部活動などの課外活動の指導時間は、参加国平均が二・一時間であるのに対しまして我が国は七・七時間、事務業務につきましては、参加国平均が二・九時間であるのに対しても我が国は五・五時間と、特に長い実態でございます。

また、TALISの結果によりますと、我が国教員は他の国と比較いたしまして、担当教科などの分野に関する知識、理解や指導法、生徒への進路指導やカウンセリングなど、いずれの分

野の内容の研修に対しても非常に参加意欲が高いということをございまして、教員の自己研さんへの意欲が高い状況がうかがえるところでござります。こういった状況も踏まえまして、私どもとしては、教員の業務負担の軽減を図り、子供と向き合う時間や自ら研さんしその資質の向上に努める時間を確保することは非常に大事だというふうに考えておりまして、喫緊の課題と認識をしております。

○河野義博君 問題意識は共有できているかと思ひますので、その対応が必要だと思います。

多忙化対策の一つとして、業務の効率改善といふのも大きな課題だと思っております。政府は学校現場における業務改善のためのガイドラインを作成して様々な効率化を進めている点は、率直に評価できる点であります。非効率な事務負担もデジタル化の進展によって軽減が進んでいます。

実際に、通知表をワープロ打ちができるようになつたと、非常に助かるというようなお声も直接伺いました。一方で、指導要録は毎年次の担任、校長が印鑑を押す必要があるということで、制度としてはデジタル化やつてもいいだけれども、現場としてはなかなか進んでいないという例もあるというふうに聞きました。

また、本業の外であろうと考えられる給食費や修学旅行積立金などの徴収業務、こういった本来業務以外の事務も、生徒と向き合える時間、自分自身を高める時間を奪つていると、そういう指摘もなされていますけれども、今後の取組方針をお聞かせいただけたらと思います。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

委員御指摘の省内に業務改善に関するタスクフォースを設置しておりますが、そこで本年六月に報告書を取りまとめて、それを各教育委員会に對して周知を図るとともに学校における取組への支援をお願いしているところでございます。

この報告におきましては、具体的な改善の方策といたしまして、統合型校務支援システムの整備

による校務の効率化、給食費等徴収管理業務の自

治体への移管の推進、休養日の設定など部活動の運営の適正化、勤務時間管理の適正化や教職員の意識改革の推進などを示しておりまして、それを受けまして、文部科学省といたしましては、平成二十九年度概算要求に所要の経費を計上しているところでございます。

文科省といたしましては、これらを踏まえまして学校現場における業務の適正化を着実に進めてまいりたいと考えております。

○河野義博君 生徒さんと向き合う時間を是非増やせるように、共々に頑張つていただきたいと思っております。

一方で、やはり人数も増やしていくべきやいけないというのが率直なところだろうと思ひます。

○河野義博君 生徒さんと向き合う時間を是非増やせるように、共々に頑張つていただきたいと思っております。

基礎定数化に関する問題です。

加配定数増は教員定数増に貢献しているわけではありますけれども、基礎定員の計算方法を抜本的に改定して、そして十分な教員定数確保に努めるべきだと私は考えておりますけれども、当局の認識をお聞かせください。特に、特別支援が必要な児童への対応や日本語が不自由な生徒への対応などきめ細やかな配慮が必要なケースは、これは加配ではなくて基礎定数に含めて対応すべきという要望は実際に多いわけであります。

政府は、「次世代の学校」指導体制実現構想というのを作りましたし、それに基づいて来年度、平成二十九年度から十年間掛けて三十八年度まで教職員の配置充実を図ろうとしているわけです

が、先送りはこれはもう絶対に許されません。確実に二十九年度から実施すべきと考えますけれども、方針をお聞かせください。

○副大臣(義家弘介君) 我々の問題意識も委員と全く共有するものであります。

学校現場における喫緊の課題、様々な課題がございますが、それらに対応するためには、まず教員の資質の向上、さらには教員だけに押し付けられない体制、チーム学校の推進、さらに学校現場

指導体制を構築することが重要であるというふうに考えております。

このため、平成二十九年度概算要求においては、「次世代の学校」指導体制実現構造を策定いたしまして、まず、委員御指摘の発達障害等の生徒児童への通級による指導や外国人児童生徒等への教育に関わる教員の基礎定数化のほか、小学校専科指導、アクティブラーニングの視点からの授業改善、指導教諭の配置促進、チーム学校の実現に向けた基盤整備など、必要な定数改善を要求しております。

文科省といたしましては、義務標準法改正を含め、平成二十九年度より必要な教職員定数の確保、充実が実現できるよう全力で取り組んでまいりますので、是非委員におかれましてもお力を貸していただければというふうに思つております。

○河野義博君 力強い御決意をいただきました。十年というスパンではなく、できることであればもっと前倒しで完成ができるようことが望ましいのではないかと思つておりますので、微力ではございますが、引き続き応援をさせていただきたいたいと思っております。

次に、海外での子女教育の充実に向けた取組について伺います。

二〇一四年の日本再興戦略におきまして、グローバル人材育成の一方策として、在外教育施設及び海外帰国子女の教育が重要な施策として改めて認識をされました。

海外で生活する邦人子女、生徒の数は年々増加して、平成二十七年時点で七万八千人余りであります。日本人学校は、一般に海外在留邦人が組織した団体が主体となつて設立された私立学校、プライベートスクールではありますけれども、これは文部科学省の認定を受けておりまして、世界中の在外教育施設は、日本人学校が八十九校、補習校、いわゆる現地の学校に通つて、現地校に平日は通いますが、土日に補習するという補習校、これが二百十二校ございます。私立学校ではありま

すけれども、文部科学省それから外務省の予算によつて運営の多くの経費を賄つてゐる状況にはござります。

海外在留の子供が増えてゐる一方で、残念ながら日本からの派遣教員は減つてゐる状況にあります。文部科学省としてどのように対応していく御方針か、伺います。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。日本人学校への教員の派遣につきましては、昨今の厳しい予算状況あるいは定数削減計画によりまして派遣教員数が減少してきたことは委員御指摘のとおりでございます。平成二十七年度以降は増加に転じてゐるところではありますが、依然として国内の学校教育を行う上で必要な教員数と比較をしてみても約七割しか派遣教員数が確保できていらないという状況でございます。

国内企業の海外展開などに伴つて在外教育施設の児童生徒数は増加しております、派遣教員数の不足によって、免許外指導あるいは特別な支援を必要とする児童生徒への対応不足などの問題が生じてきているところでございます。

このため、今年の五月に、在外教育施設グローバル人材育成強化戦略を文部科学省として策定いたしました。この戦略などを踏まえまして、現在、シニア教員を含めた在外教育施設の教員定数の増加や高度なグローバル人材育成を見据えた先進的なプログラムを推進するための授業につきまして概算要求をしているところでございまして、引き続き海外子女教育の質の向上に向けて必要な予算を確保していくことを考えております。

○河野義博君 ここも予算の問題ですけれども、

しっかりと確保していくたいというふうに思いました。

海外で学ぶということは児童にとつても非常に大きな経験でありますし、先生方にとってもいい経験になると思います。また、私、前職、商社で海外駐在しておりますが、働く側にとつても、やつぱり家族と行ける、日本人学校があれば家族に行けます。これはビジネスマンにとつても非常に有り難い制度であります。一種の日本人学校がよりどころになつてゐる面もあります。引き続きのサポートをお願いしたいというふうに思っています。

次に、最後になりますけれども、がん医療への対応に関して質問いたします。

がんは我が国の死亡原因の第一位の疾患でありまして、生涯のうち約二人に一人ががんにかかると推計されています。依然として国民の生命と健康にとって重大な問題ですが、がんを集學的に診れる専門家が全国的に今少ないと、この育成が急務とされています。

平成十八年にがん対策基本法が成立し、その中で、専門的な知識、技能を有する医師その他医療従事者の育成などいうことが掲げられました。また、平成二十四年に閣議決定されたがん対策推進基本計画においても具体的な課題が掲げられています。

このことから、平成二十九年度概算要求において、多様な新ニーズに対応するがん専門医療人材養成プランとして、がん医療に関わる新たなニーズに対応できる人材を養成する優れた取組を支援するため二十四億円を要求しているところであります。

文部科学省としては、本事業を通じて、がん医療を取り巻く最新の動向を踏まえた人材養成により、我が国におけるがん医療の一層の推進がなされるよう、今後とも各大学の取組を支援してまいります。

文部科学省では、平成二十四年度から大学と大病院が連携して優れたがん専門家を養成するための横断的な教育プログラムを構築するがんプロフェッショナル養成基盤推進プラン、いわゆるがんプロと呼ばれております。

本年七月に国立がん研究センターが発表した今年のがん患者予測は約百一万人というふうになります。

○河野義博君 がん患者百万人に対して医師養成二千三百人余りという御答弁でございました。引き続き力を入れていかなければならぬ分野であり、かつ教育の方も、がんというのはこういうものなんだとか、適切に処理すれば死亡率も下がるということも明らかになつておりますので、教育の現場でもがんというのを正しく教えていく必要があります。

実際に大学で教員養成に当たつておられる教員の中からも、科目区分を撤廃すれば教科ごとの学問的な面白さや深い学びにつながるような指導がしにくくなると、それで果たして資質の向上につながるのかという懸念の声も上がつていて、そこで、大臣に確認いたします。

問題、重要視をしておりまして、さきの常会でも同僚議員が取り上げたわけでありますけれども、最後に、大臣のがんプロ推進への決意をお伺いします。

○委員長(赤池誠章君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

○國務大臣(松野博一君) 文部科学省では、がん医療に携わる医師や薬剤師等の医療人の育成のため、平成二十四年度からがんプロフェッショナル養成基盤推進プランを実施しており、平成二十四年度までに合計二千三百十九名の医師、メディアルスタッフを受け入れているほか、拠点となる十五大学を中心にがんに特化した四十三講座を設けるなど、一定の成果が上がつていると考えております。

一方で、がん対策加速化プランや「今後のがん対策の方向性について」などにおいて、ゲノム医療の実用化、希少がん及び小児がん対策、思春期及び若年成人世代や高齢者等のライフステージに応じたがん対策など、新たながん医療への対応が求められています。

このことから、平成二十九年度概算要求において、多様な新ニーズに対応するがん専門医療人材養成プランとして、がん医療に関わる新たなニーズに対応できる人材を養成する優れた取組を支援するため二十四億円を要求しているところであります。

文部科学省としては、本事業を通じて、がん医療を取り巻く最新の動向を踏まえた人材養成により、我が国におけるがん医療の一層の推進がなされるよう、今後とも各大学の取組を支援してまいります。

○委員長(赤池誠章君) 休憩前に引き続き、教育公務員特例法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。まず最初に、教育免許法改正案について伺います。

改正案では、免許状取得に必要な科目区分について、これまでの教科、教職、教科又は教職に関する科目とされていたものが、教科及び教職に関する科目へと統合されます。中教審の答申ではこれについて、「科目区分を撤廃するのが望ましい」とまで述べられておりますが、そもそも教員は、学問の到達点を子供たちに伝えるということも重要な役割であるはずです。その点から見れば、教科に関する科目というの、まさに教科ごとにその学問的、専門的な到達点を身に付ける場であり、教科の指導法の基礎に当たる部分だと思います。

実際に大学で教員養成に当たつておられる教員の中からも、科目区分を撤廃すれば教科ごとの学

問的な面白さや深い学びにつながるような指導がしにくくなると、それで果たして資質の向上につながるのかという懸念の声も上がつていて、そこで、大臣に確認いたします。

一四

本改正案によつて科目区分が統合されたとして  
、教員を目指す学生に対し、教科に関する内

針というものは国の価値観を押し付けるものではな  
いということによろしいですね。

といった能力や資質の目安が規定されるものと考  
えており、現場の教員に押し付けることにはなら

ました。  
このように、行政が行う研修において、既にあ

容、つまり学問的な学び、学問的知見の習得を保障していくということは変わらないという理解で

○国務大臣（松野博一君）教員等としての資質向上に関する指標を策定するための文部科学大臣

○吉良よし子君 現場の教員に押し付ける」といふ  
ないと考へております。

るべき教師像であるとかあるべき指導方法の押し付けが行われているのは本当に問題だと思うわけ

○國務大臣（松野博一君） よろしいでしようか。  
教員が学校において教

による指針は、あくまで任命権者が当該指標を達成する際の大綱的な指針です。当該指針は、例へば

はならないというお答えでありました。

改正案によって実施されることになる国や地方です。

科の指導を行ふに当たつては、教科に関する専門的な知識をしつかりと身に付けているということは必要不可欠であると考えております。今回の教科に関する科目、教職に関する科目等の科目区分の見直しを提言した昨年十二月の中央教育審議会答申においても、科目区分の見直しの後の教職課程の内容の改善イメージを示しておりますが、その中でも、見直し後も引き続き、教科に関する専門的事項と各教科の指導法をまとめた科目を置くこととされております。

ばグローバル化、情報化といった社会構造の変遷を考慮するなどといった教員の資質の向上を因に当たり踏まえるべき基本的な視点、児童生徒導力、授業力などといった同指標に盛り込むべき内容に関する観点、大学や他の機関との連携による事項等を示すものであり、教員に求められる資質、能力や研修内容等を個別具体的に示すものではございません。

また、当該指標の策定に当たっては、文部科大臣が策定する当該指針を参考しつつ、教員の

は、上から押し付けるというようなものではなくて、やはり教員自ら課題を設定して自主的に行う、それが中心になるべきものだと私は考えるわけです。

しかし、実際にはどうかといえば、例えば押し付けであつたりとか自主性を妨げるような事態が今現在起きているという点が私問題なのではないかと思うわけです。

例えば、本改正案の指標のイメージとして紹介されている横浜市の事例なんですねけれども、その

が定める指針若しくは指標がこうした押し付けの根拠になつてはならないし、あくまでも現場の自律性、主体性を尊重すべきだと私考えますが、大臣、この点いかがお考えでしよう。

○國務大臣(松野博一君) 大臣指針の性格、それを參照をいただいて任命権者が策定していただき指標の性質については、先ほど答弁をさせていただいたとおりであります。

任命権者である個別教育委員会等の研修の目的、手法に關しては言及することは控えさせてい

文部科学省としては、本法案が成立した場合、この答申の見直しのイメージを踏まえて教職課程の具体的な見直しを行っていくこととしておりますが、学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教科に関する専門的事項とその指導法の一体的な取組について適切に対応してまいります。

命権者である教育委員会等が地域の状況を踏まえて大学等と協議を行った上で責任を持って策定するものであり、国が決めたものを地方や現場に押し付けるものにはならないと考えております。

○吉良よし子君 押し付けるものにならないと  
うございました。

では、それの指針を参照して作る指標について

教員の初任者研修の指導資料というものを私採用いたしました。そこには、とくに初任者は子供だからわいざの余り学校、学年、学級の規律をなおざりにする傾向も見られるので、あくまでも指導者であることを自覚させたいと、教員の現場での自主的な判断を否定するような記述がありました。

○吉良よし子君 適切にというお話をでしたけれども、中教審の答申の中では、個々の教員が自ら課題を持つて自律的、主体的に行う研修に対する支援のための方策というのも求めているわけです

したが、免許状取得に係る事項の多くというのではなくて、教員の資質向上にとって重要なことでありますので、統合の名前で安易に切捨てがされることのないようにしてほしいということを述べておきます。

次に、教育公務員特例法改正案について伺います。

でも改めて確認をしたいのですが、午前の質疑のところも改めて確認をしたいのですが、午前の質疑のところでもこの指標を評価や人事考課に結び付けることなど影響はさせないという答弁もあったと思うのですが、こうした指標であつたり若しくは計画であつたりするようなものが、現場教員が自ら課を持つて研さんに努める、こうしたこと妨げようなことになつてはならないと考えるわけで、が、大臣、いかがお考えでしようか。

ばれる研修についてもお話を伺つてまいりまし  
た。この道場というものは、初任者研修の後から十  
年目程度の教員が対象となつており、中でも教科等  
の指導において専門性を身に付けたいという教  
員や、校長が授業力向上のためのリーダーとして  
育成したい教員らを集めて、二年間掛けて実践的  
な授業研究を進めて教科等の専門性を高めるとし  
ているもので、その中では部員同士で相互研さん

から、国や地方がすべきことはまずはやつぱりそういう支 援であると思うわけで、押し付けにならないようには是非お願ひしたいと思うわけです。それで、もう一点、この教特法改正案については、十年経験者研修を中心教諭等資質向上研修として、十年に達した後に研修を受けなければならぬとしてきたその時期を弾力化するとしているわけです。この時期の問題に併せて、これまでの

本改正案では、文科大臣が、教員等の資質の向上を図るために、資質の向上に関する指標の策定に関する指針を定めることとしております。この指針について中教審答申では、「決して国の価値観の押しつけ等ではなく、各地域の自主性や自律性を阻害するものとなつてはならない。」としているわけです。改めて、これも大臣に確認したいと思うのですが、本法案に基づく大臣が定める指

○国務大臣(松野博君) 教員等としての資質向上に関する指標は、職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき教員等の資質に関する指標であり、当該教員等の任命権者である教育委員会等、文部科学大臣の策定する指針を参考しつつ、その地域の事情に応じて策定するものであります。また、同指標は、教員の職責、経験及び適性に応じた成長段階ごとに、教科指導力、生徒指導

をするなどと「う」ともうたつてているわけです。しかし、実際はどうかといえば、研修組織である班というものにおいて二年間継続的に指導に当たる教授と呼ばれる学習指導専門員の言うことが絶対視されているというわけです。教科ごとに集まっている部員数名の意見よりも、その教授の意見が優先されて、およそ相互研さんとは言えないなどというような不評の声も上がっていると伺います。

十年研の内容とされてきた教諭等としての資質の向上に加えて、中堅研修についての条文の中を読んでみると、学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上という内容が新たに加わっているということです。

ある世代、あるいは経験年数を持つ教員というのは、校務分掌や学生集団運営において中核となる世代であると共に、子供たちとの関わりや教員同士のつながりから学びが深まつていて、教員としても一番伸び盛りの時期だと思えるわけです。

現在の十年研について文科省の調査によりますと、研修の平均日数を比べてみると、校外よりも校内研修の方がその日数は長いという実態もあるわけですが、今回行政による中核的役割を担うための研修を受けさせるために、中堅教員を学校現場から引き離す日数が逆に増えてしまうようなことにもしなってしまえば、新たな負担増になつてしまふのではないかと懸念を抱かざるを得ないわけです。また、研修から戻つてくれば、学校運営の中核を担うこと、これを現場から期待されることにより、業務の負担も更に増大してしまうのではないかという懸念もあるわけです。

大臣自身は、行政が行う教員研修について、精選を含め負担を増やすないようにしていく旨の答弁をこの間されているわけですけれども、この中堅教諭等資質向上研修というのは、新たな負担を増やすないという趣旨で行うものと理解してよろしくでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) 学校現場を取り巻く課題が複雑化、多様化し、学校や教員に求められる役割も拡大をする中で、教員の負担を軽減し、教員が自ら学び続けることができる環境を整備することとは喫緊の課題であると認識をしております。

平成二十六年三月に取りまとめられた教員免許更新制度の改善に係る検討会議の報告においても、十年経験者研修について、免許状更新講習の受講時期と重なる教員の負担感や重複感の解消を図るために必要な措置を講ずることが提言されています。こうした提言を踏まえ、これまでにも各都道府県教育委員会において十年経験者研修の一部について免許状更新講習として認定を受けるな

時期の大軒な弾力化を図り、実施年次に制限を設けています。

本法案が成立をすれば、これまで免許状更新講習と重複しやすかつた研修の実施時期を当該学校や地域の教員の年齢構成を踏まえて調整することが可能となり、研修や講習の受講に係る過密なスケジュールが緩和されるなど、学校現場における教員の負担軽減の観点からも効果が期待できるものと考えております。

○吉良よし子君 負担軽減の効果が期待できるといふことで負担を増やすないという趣旨だという

ことだとと思うのですが、今回議題になつている法律に関わつての研修というのはもう本当に現場教員の負担と今なつてはいるわけです。大臣自身もおっしゃられたとおり、様々な研修が現場教員は受けなければならぬことになつてはいるといふことは、彈力化自体は私も否定はしないわけですが、それでも、本当に現場の負担を軽減していくために

は、先ほどあつたような免許更新講習の在り方を含めて、行政研修を削減していくなど、抜本的な見直しこそが私必要だと思うわけです。

もちろん、何より教員の世代交代が急速に進行していく、先輩教員から若手教員への知識や経験の伝承ができないとか、経験年数の均衡が崩れ

る、若手教員の悩みや相談にも乗りながら一緒に学級運営をやつてはいるミドルクラスの教員がと

ても少ないなどの実態というのもあるのも確かなわけですが、しかし、これは自然発生的に起きた

ことではないわけです。計画的に正規の教職員の増員を図つて教育条件を良くするのではなくて、

本来正規教員を充てるべき部分にさえも臨時や非常勤講師などの加配措置でその場しのぎを現場に

強いてきた政府の責任こそ大きいのではないで

しょうか。

更に言わせてもらうならば、この十年以上の教員定数の削減を唱えて、文科省の定数改善計画の実現に貫して背を向けってきた財務省の姿勢も改めていただからなければならないと思うわけ

です。

先日、財務省の財政審議制度分科会で提出された義務教育費国庫負担制度に関する資料を拝見いたしました。この一枚目に公立小中学校の教職員定数と児童生徒数の推移というのがあるわけですが、それ見て、私非常に驚いたわけです。平成

に入つて以降、児童生徒数は約30%減となる一方で、教職員定数は約9%減にとどまつており、児童生徒四十人当たり教職員数は約40%増えて

いるという、教職員数は十分だという書きぶりなわけですが、私はそれは実態を反映していないと思うわけです。

何より、この財務省の出している公立小中学校の教職員定数という数字は、特別支援学校、特別支援学級に勤務する教職員の数も含まれているわけです。公立小中学校と特別支援学校というのは明らかに校種が違うにもかかわらず、それを同じ公立小中学校と一つにくくること自体、私は偽りだと思うわけですし、事実誤認だと言わざるを得ないわけです。

財務省、このような間違いのある表を基にどうして公立小中学校の実態が分かるというのでしょうか。すぐにこの資料を撤回して、財政審に資料を提出し直してもう一度議論すべきなのではないでしょうか。

○大臣政務官(杉久武君) 今御指摘をいただいた資料については、委員御指摘のとおり、公立小学校、公立中学校、そして公立特別支援学校の小中学校部、公立中等教育学校前期課程の教職員定数と児童生徒数の総計の推移となつております。

少子化による児童生徒数の減少と教職員定数の減少のペースを比較することが主たる目的でございますが、児童生徒数については、小学校、中学

よ。

大臣、このよう間に違つた資料を基に今後十年間で機械的に四・九万人の教職員を削減しても構わないなどという財務省の考えには、大臣ももちろん賛同できないと思うわけです。現在の教育条件を良くして資質を向上させるためには、現状の教員定数では不十分であり、もっと増やすことが必要だと私考えますが、大臣の認識を伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○国務大臣(松野博一君) 特別支援教育の対象となる児童生徒の増加や子供の貧困の問題などもありますが、児童生徒数については、小学校、中学

の実現に貫して背を向けってきた財務省の姿勢も改めていただからなければならないと思う

ます。

○吉良よし子君 区分けするのが困難と言います以上です。

けれども、そもそも公立小中学校と特別支援学校というのは校種が違うわけで、その数字も出して

いるわけですね、文科省は。

お配りした資料を見ていただきたいわけですが、この特別支援学校、特別支援学級を抜いた数字というのは出せるわけなんです。平成元年、七十万人、平成二十七年、五十七・九万人と、この数字を見れば教職員は減つているというのが事実なわけです。同様に、公立小中学校に通う児童生徒数は、平成元年、一千四百八十・二万人、また平成二十七年、九百四十二・六万人となるわけです。公立小中学校と特別支援学校というのは公立小中学校と一つにくくること自体、私は偽りだと思うわけですし、事実誤認だと言わざるを得ないわけです。

もちろん、何より教員の世代交代が急速に進行していく、先輩教員から若手教員への知識や経験の伝承ができないとか、経験年数の均衡が崩れることではないわけです。計画的に正規の教職員の増員を図つて教育条件を良くするのではなくて、本来正規教員を充てるべき部分にさえも臨時や非常勤講師などの加配措置でその場しのぎを現場に強いてきた政府の責任こそ大きいのではないで

しょうか。

更に言わせてもらうならば、この十年以上の教員定数の削減を唱えて、文科省の定数改善計画の実現に貫して背を向けってきた財務省の姿勢も改めていただからなければならないと思うわけ

ます。

○吉良よし子君 区分けするのが困難と言います以上です。

けれども、そもそも公立小中学校と特別支援学校

というのは校種が違うわけで、その数字も出して

いるわけですね、文科省は。

こうした状況を踏まえ、平成二十九年度概算要求においては、小学校専科指導やアクティブラーニングの視点からの授業改善、発達障害等の児童

ニンゲーの実現に向けた基盤整備などによ

る「次世代の学校・地域」創生プランの推進など

に向け、「次世代の学校」指導体制実現構想を策定し、三千六十人の教職員定数の改善を要求をしているところであります。

文部科学省としては、学校現場を支援をし、子供たちの教育環境を充実していくために必要な教職員定数の確保、充実に向けて全力で取り組んでまいります。

○委員長(赤池誠章君) 時間が過ぎておりますので、簡潔におまとめください。

○吉良よし子君 是非よろしくお願ひします。

では、終わります。ありがとうございました。

○片山大介君 日本維新の会の片山大介でございます。

今回の法改正、これから学校教育を担う教員の方々の資質を向上させようという趣旨は大いに理解できます。この法がより効果があるものになつていくように、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、今回の法の趣旨、教員の資質の向上、これが叫ばれるようになったのは、教員の大量退職、そして大量採用で経験の浅い教員が増えてきた、これがきっかけだと言われています。確かに、教育現場のデータを見ると、驚くようなデータになっています。公立中学校では、新任教員のうちに、一年目で学級担任を任される割合というのが実は六四%という数字が出ている、これはやつぱりすごいなと思います。

それは、新任教員もやっぱりこれで資質の高さを求められるというのは、とてもかわいそうだと思います。資質というのは、まず時間を掛けて、そして経験を積んで、そして初めて培われていくものだと思っています。ですから、今回のこの資質の向上の問題というのは、これまでの長いスパンで、長期的なスパンに立った採用計画というのを行われてこなかった、これも背景にあると思います。

それで、私は今日ちょっとと配付資料を配らせていただきましたが、この一枚目、これ教員の経験年数の推移というデータなんですが、小学校、

中学校、高等学校、これ三つそれぞれグラフがあ

るんですが、それぞれピークが二つあるんですね。まず、最初はやっぱり経験の浅い初任者の割合が高い、それからもう一つのピークというの

が、やはりキャリアを積んだ方でこれから退職していく方々、これのピークなんですね。

そうすると、この大量退職というのはこれからもしばらく続くんじゃないかというふうには見て取れると思うんですが、今後の大量退職の見通し、そして文部科学省としては教員の年齢構成は今後どうなつていったらいのか、そのためどのようにしていこうというふうにお考えなのか、これについてまずお答えいただければと思いま

す。

○国務大臣(松野博一君) 教員の退職者数の今後の見通しですが、昭和五十年代から平成初頭にかけて大量に採用された教員が退職する時期が到来し、小中学校では平成十二年度末から退職者数が

増加しており、平成三十年度末がピークになると見込まれています。

教員の年齢構成については、児童生徒の実態に応じた多様な教育活動を展開をするために、年齢や経験面でバランスが取れた構成が望ましいと考

えております。

このため、文部科学省では、教員の任命権者である各都道府県及び指定都市教育委員会に対し、教員採用試験における年齢制限の緩和や、中長期

データになっています。

公立中学校では、新任教員のうちに、一年目で

教育現場のデータを見てみると、驚くようなデータになっています。公立中学校では、新任教員のうちに、一年目で学級担任を任される割合と

いうのが実は六四%という数字が出ている、これ

はやつぱりすごいなと思います。

それは、新任教員もやっぱりこれで資質の高さ

を求められるというのは、とてもかわいそうだと

思います。資質というのは、まず時間を掛けて、

ていついただきたいと思います。

そして、そうした中で、これまで委員の先生方が皆さん言っていたんですが、私も、やはりこの財務省の審議会のまとめた案について聞きたいと

思います。

財務省の審議会は、公立の小中学校的教職員の定数を今後十年間で四万九千人削るという案を出したといふんですね。これ。今の教職員の定数が大体六十九万人ですから、四万九千人というと大体七%余り削減する、単純計算ではそうなるんですけども。財務省に言わせると、その根拠となるのは、これから少子化になっていく、だから今

の児童生徒の数が九百六十万人いるのが大体十年後には八百四十万人に減ると、百二十万人減るかでも数字上の計算によるものだなどというのを見ています。

それで、やはり教員の資質というのは、先ほど言つたように、時間を掛けるというのはそうだけれども、それプラスやはり絶対数は必要なことはこれは間違いないわけで、財務省が案を出してから素早く文部科学省というのは自らの見解を出して、これ、良かつたと思います。

その見解には、何人の先生がおっしゃつていますが、まず発達障害などの児童生徒への通級指導、それからあと日本語指導が必要な外国人の子供に対する対応でそこまで削れないんだというふうに言つたら、今度また財務省の方は、じゃ、そ

れだつたらエビデンスを出してください。きちんととした検証をして、それが必要だという正当性を訴えてほしいというようなことを財務省の方で

は言つてゐるんですが、じゃ、これに対して、文部科学省はどのような検証を行つて、そしてそれ

で説明をしていくのか。

今後とも、任命権者たる教育委員会が、それぞ

れの実態を踏まえ、中長期的視野に立つた適切な

採用を行うよう、必要な情報提供や指導、助言に

努めてまいります。

○片山大介君 是非、計画性を持つてやつていた

だときたいと思います。そのときのいろいろな状況

によつて確かに採用の枠というのは違つてくるか

かもしれません、是非そこは長期的なスパンで、磨く研修のための時間も必要である。こういう

なかなか数値化されないものもあります。こうし

たのもやつぱりきちんと訴えていかなければいけない、そう思つてますが、そこについての覚悟も含めてお答えいただければと思います。

○副大臣(義家弘介君) 委員もおっしゃるとおり、教育あるいは成長というのは、学力は数字で出ますけれども、個々の成長というのは完全に数

化できるわけではありません。

例えれば、通級に関して言えば、コミュニケーション能力が非常に高くなつた、これは大変重要なことでしょうし、それは百人いたら百通りの成長というものがあると思いますので、そのような事例についてしっかりと発信してまいりたいと思つております。また、教職員定数のうちの加配定数については、各学校が抱える課題等に対応するための予算上措置するものでありまして、財務省が主張するよう機械的に削減できるものではないというふうに考えております。

今回、財務省が示した現在の教育環境を継続させたという試算では、加配定数について、現状の割合を維持した上でクラス数に合わせて十年間で8%減らすこととなつております。一方、この財務省の試算の中には、発達障害のある生徒児童や日本語指導が必要な生徒児童等がこの十年間で増加している、そしてこれからも増加傾向が予想されるということをしっかりと踏まえたものが反映されておらず、文部科学省としては、現在の教育環境を継続させた場合の試算にはなつていらないものと考へておられます。

文部科学省がお示ししている次世代学校の指導体制実現構想では、これは誤解されではないのであえて言いますが、単に教職員定数をいかに増やすかという数の論理ではなくて、定数ありきの考え方ではなく、我が国における学校、教育現場の実情をしっかりと踏まえた上で更なる対応が必要なもの、更なる強化が必要なものに対して考

慮し、次世代の指導体制を実現するためには真的必要性の高い事項に限定して定数の拡充を図ることを目指しておるところでありますので、委員におかれましては、今後も是非御協力、そしてお力を



は、教科に関する科目と教職に関する科目等の科目区分の大くくり化を盛り込んでいるところですが、ざいまして、文部科学省といたしましては、この法案が成立した場合には、委員御指摘の点についても十分に踏まえながら教職課程の内容の必要な見直しを進めていくこととしております。

○片山大介君 是非それを進めてほしいと思います。

○國務大臣(松野博一君) この特別免許状の授与については、従前、各都道府県では厳格な授与基準による慎重な運用がなされていたことから、特別免許状の授与件数が増加しにくかつたと考えております。

か。 いるのか、それをお答えいただけますでしょうか

それでは、時間がないので、最後に特別免許状制度についてやはり私も聞かせていただきたいんです。ですが、この免許状というのは、もうそもそも優れた知識や経験がある社会人に都道府県の教育委員会が任命しようというものだつたんですけれども、今回、小学校の教員の特別免許状に外国語を加えることになつたというんです。そもそもこの制度は数年前まで余り利用実績がなかつたというか、平成二十五年までの二十五年間で六百件余りしかなかつた、これ年平均で、全国ですけれども、全国平均でも二十四件ほどだつたというんで

こうしたことを踏まえ、委員からもう既にありますたが、文部科学省では、特別免許状の積極的な活用を促すため、平成二十六年六月に特別免許状の授与に係る教職員検定等に関する指針を策定し、全国の教育委員会に周知をしたところであります。これを受け、各都道府県において特別免許状の授与基準の整備の見直しが進められており、その結果、近年、特別免許状の授与件数は増加をしております。

さらに、現在、文部科学省では、特別免許状の活用等により、専門性の高い外部人材を学校現場

それを改めようということで、一年前に文部省が、専門分野で三年以上の勤務経験がある、これをある程度審査基準とすればよいということになったので、去年とかちょっと一挙に増えたという経緯があるんですが、ただ、これで実際にどうのような方に特別免許状が与えられたとかいうのを見てみると、やはりネイティティブスピーカー、これを外国语の教員にお願いをしただとか、あとは看護師さんには、看護学校で看護教員にちょっとやつてもらつただとか、そういうのに偏っているんですね。

周知をすることにより、学校外の有為な人材の能力を学校教育に活用することの意義や効果について普及啓発を行っていきたいと考えております。○片山大介君　あと最後に、その特別免許状の教員に対する研修なんですが、今回の法改正は資質の向上と言っているんですが、その特別免許状の教員に対しては初任者研修が行われないんですね。だから、この法の趣旨にのつとれば、これは初任者研修もさせた方がいいんじゃないのかなと思うんですが、その考え方だけ聞いて終わりたいと思います。

○國務大臣(松野博一君) 特別免許状を有する教員については、社会人等としての勤務経験に加えて、教育職員検定により教科に関する専門的な知識経験や教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有していることが確認をされているため、任命権者に対して当該教員に初任者研修を受け講させる

義務は課せられておりません。

一方で、文部科学省が平成二十六年に定めた特別免許状の授与に係る教職員検定等に関する指針においては、勤務校において特別免許状所有者に研修や支援を行うなど必要な措置を講ずることとしており、各地域や学校において、学習指導要領や授業研究について教科主任から指導を受けたり、教職大学院との連携の下、隨時必要な研修を行なうといった研修が行われているものと承知しております。

また、採用された後の勤務については普通免許状で採用された教員と同様であることから、十年経験者研修や免許更新講習については普通免許状を有する教員と同様に受講の対象となつており、加えて、任命権者が独自に行なう研修等についても同様に受講の対象となるものと承知をしております。

本法案の資質向上に関する指標や教員研修計画、中堅教諭等資質向上研修についても、特別免許状所有者と普通免許状所有者を区分けするものではなく、その職責、経験及び適性に応じて身に付けていくべき能力や資質の目安を示すとともに、効率的、効果的に修得するための研修が計画・実施されることとなると考えております。

○委員長(赤池誠章君) 時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○片山大介君 ありがとうございました。

終ります。

○木戸口英司君 希望の会(自由・社民)、自由党の木戸口英司です。

それでは、まずは十年経験者研修等に対する現場の声についてお尋ねをしたいと思います。

十年経験者研修と免許状更新講習の時期が重なることから、本法律案では、十年経験者研修を中心とした新講習の在り方、関係性について、これまで教育新講習等資質向上研修に改め、時期の弾力化を図ることとしています。十年経験者研修と免許状更新講習等の研修を組み合わせることで、これまで教育現場からどのような声が上げられてきたのか、文

○國務大臣(松野博一君) 平成二十六年三月に取りまとめられた教員免許更新制度の改善に係る検討会議の報告においては、現職教員が十年経験者研修と免許状更新講習に重複感を抱いていることを踏まえ、十年経験者研修について、免許状更新講習の受講時期と重なる教員の負担感や重複感の解消を図るために必要な措置を講ずることが提言をされております。

また、平成二十六年度に文部科学省が実施した調査においては、全ての都道府県、指定都市、中核都市のうち四〇・二%の自治体が、十年経験者研修と免許状更新講習の実施時期の重複が教員の負担となっていることを踏まえ、実施時期が重複している者に対して何らかの負担軽減措置を実施していることが明らかになっています。

こうした点を踏まえ、本法案においては、十年経験者研修について実施時期の大幅な弾力化を図り、実施年次に制限を設けない中堅教諭等資質向上研修に改めることとしております。

○木戸口英司君 それでは、本法律案において十年経験者研修を見直すに当たっては、既存の取組の総括が必要であると思います。今回の中教審答申においては、免許状更新講習との実施時期の重複解消などが検討の中心に据えられ、既存の十年経験者研修の内容面に関する総括が必ずしも十分ではないと考えております。

法定研修として行われることの意義や研修の効果に関する検証など、全体的な総括が必要と考えますが、文科大臣の所見を伺います。

○國務大臣(松野博一君) 十年経験者研修の創設の趣旨は、在職期間が十年に達した時期が通常複数の学校での勤務を経験し一定の教職経験を積んだ時期であり、教員一人一人の能力や適性が明らかになってくることから、在職経験十年という時期に全ての教員がそうした各人の能力や適性等に応じた研修を実施することとしたものであります。

このため、当該研修は、例えば特定の領域に

いて指導力が不足している者にはそれを補う研修を実施したり、十分な指導力を有する者は最新の教育手法などを活用して更に指導力を高める研修を実施したりするなど、各教員の状況に応じた能力の向上を図るものとなつております。

一方、今日、教員の年齢構成の不均衡等により中堅教諭の不足への対応が喫緊の課題となつております。そこで、学校運営において中核的な役割を果たすミドルリーダーの育成が急務となつてゐることから、今般の法案では、そうした人材に必要な資質の向上に注目し、新たに実施年次を固定しない中堅教諭等資質向上研修を設けることとしております。

○木戸口英司君 先ほどの質問と今の質問、その

答弁に感じるところは、どうも現場の声が、その反映が弱いのではないかと、計画をする文科省、

その立場が強く出ているという感がいたしました。

それでは、教員免許更新制度について、二十六年三月に文部科学省の有識者会議が公表した報告書、「教員免許更新制度の改善について」におい

て、教員免許更新制度はおおむね定着したとの前

提の下、十年経験者研修との実施時期の重複の解消などの技術的課題について検討が行われ、本法律案の提出へとつながっています。

しかしながら、教員免許更新制度については、免

許状更新講習の目的が最新の知識、技能の修得と

されているにもかかわらず、その受講の有無が免

許状の失効という極めて重い結果につながることの不合理さや、講習に対する現場の負担感が大き

いこと、受講する際に費用の負担を要することな

ど、複数の制度的課題が依然として解消されてお

らず、抜本的な見直しを求める声も根強いと聞いております。本法律案により教員免許更新制度に関する総括や検証が終了してしまうのではないかといふ危惧を持っております。

そこで、教員免許更新制について、制度がもたらす効果の検証等を含めて現時点でのどのように総括しているか、所見をお伺いいたします。

また、免許更新制の在り方や新設の中堅教諭等

資質向上研修と免許状更新講習の互換、相互認定

を実施したり、十分な指導力を有する者は最新の教育手法などを活用して更に指導力を高める研修を実施したりするなど、各教員の状況に応じた能力の向上を図るものとなつております。

一方、教員の年齢構成の不均衡等により中堅教諭の不足への対応が喫緊の課題となつております。そこで、学校運営において中核的な役割を果たすミドルリーダーの育成が急務となつてゐることから、今般の法案では、そうした人材に必要な資質の向上に注目し、新たに実施年次を固定しない中堅教諭等資質向上研修を設けることとしております。

○国務大臣(松野博一君) 教員免許更新制度の検

証を含めてということでございますが、教員免許更新制は平成二十一年四月に開始され、これまでの間

受講後の都道府県教育委員会における修了確認手

続についても適切に行われており、制度はおおむ

ね定着をしたものと考えております。

一方、受講者への毎年度実施している調査によ

ると、九割以上の者が好意的な評価をしているも

の、選択領域に比べて必修領域の評価がやや低

いこと、一部の現職教員は十年経験者研修と受講

時期が重なるといった状況も承知しております。

こうした状況を踏まえ、平成二十五年には教育

職員免許法附則の規定に基づいて有識者会議にお

いて検討がなされ、受講者のニーズに対応した講

習の内容の改善、現職研修との関係の整理等の課

題に関して平成二十六年三月に報告書がまとめら

れました。

同報告書においては、課題に対する改善方策と

して、受講者がよりニーズに合わせて講習を選択

できるよう、従来必修領域十二時間を必修領域六

時間及び選択必修領域六時間に改めること、十年

経験者研修が免許状更新講習の時期と重なる教員

の負担感や重複感の解消を図るために必要な措置

を講じること等が提言されました。文部科学省とし

ては、この提言を真摯に踏まえ、今回の見直し

をしたところであります。

引き続き、今後の検討課題、見直しということ

でございますが、教員免許更新制のより効果的な

実施のため必要な見直しを行なうことは重要であ

ります。文部科学省では、平成二十六年三月の有識者

会議の報告を受け、本年度より免許状更新講習に

選択必修領域を導入するとともに、十年経験者研

修と免許状更新講習の受講時期が重なる教員の負

担感の問題等への対応のため、本法律案において十

年経験者研修と中堅教諭等資質向上研修に改め、

その実施時期の弾力化を図る等の取組を進めてお

ります。

今後、教育現場により一層優れた人材が集まる

ような環境が整つよう、教員の待遇の在り方等を

含めてどのような改革が必要だと考えているのか、文科大臣の所見をお伺いいたします。

○国務大臣(松野博一君) 学校教育の成否には教

員によるところが大きく、優秀な者を教育に引き

付けることが極めて重要であると認識をしてお

ります。本法律案により十年経験者研修が中

堅教諭等資質向上研修に改められた場合において

も、必要な要件を満たせば中堅教諭等資質向上研

修の一部を免許状更新講習として認定することは

可能となります。

文部科学省では、受講者や講習開設者の意見等

を聞きながら、制度の円滑かつ効果的な実施方策

について今後とも必要に応じて検討してまいります。

○木戸口英司君 時期が重なる問題、そして負担

感解消ということは十分に理解をいたします。し

かし、それが今回の改正、指針、指標というこ

と、先ほどニーズというお話をありましたけれど

も、そことの一致感というところに少し疑惑を持

つところであります。

本法律案提出の前提となつた平成二十七年五月

の教育再生実行会議第七次提言、「これから時代に求められる資質、能力と、それを培う教育、

教師の在り方について」では、「教師に優れた人材が集まる改革」、この文言に非常に違和感を感じるんですが、として、教育に携わる者に対する

尊敬、信頼、名譽、処遇など社会の評価を高め、

国として改めて教師に優秀な人材を求めるという姿勢を明確に打ち出す必要がある、ここはいいと

思ひます、と記述されています。第七次提言で

は、国として教員に優秀な人材を求めるという姿

勢を改めて打ち出し、その手段として処遇改善の

必要性に言及するなど、幅広い議論が行われまし

た。

にもかかわらず、同提言を踏まえて取りまとめ

られた中教審答申では、教員の養成、採用、研修

や、授業等の教育活動に専念できる環境を整備す

る」とが重要であると記述されています。

同様に、専念で、環境の整備こそが最優先課題であり、研修制度の改革に当たつても、その前提として教員が心置きなく研修に打ち込むことができる

よう、研修等定数の充実を始めとする教職員体制の整備を第一に行う必要があると思いますが、文科大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(松野博一君) 教育現場が抱える問題が複雑化、困難化していることは、本日の議論でも各委員から取り上げられているところであります。近年の教員の大量退職を受け新規採用者数が増加をしていることから経験年数の浅い教員が増えているという状況もあり、学校内外から教員研修など資質、能力向上の機会の充実に対す  
る需要が高まっていると受け止めています。

このため、平成二十一年度概算要求においては、これまでの研修定数の措置に加え、他の教員に対する指導、助言できる指導教諭の配置を促進するための新たな改正と措置を要求しているところであり、校内研修の充実を通じて教員の資質の向上に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

——昨年、当委員会では、教職員定数の充実等、教育環境の整備に関する決議を行つております。そして昨年も、教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する決議が行つております。このように委員会で二年続けて同様の決議がなされていることは、非常に重いことだと思つております。

先ほど來、これも触れられておりますが、今日四日の財政審の分科会においての教職員定数削減の試算の公表ということもここで触れさせていただきますが、やはりこの委員会の決議を受けて、先ほどから文科省対財務省というお話をありま

されども、政府としてこれをどう捉えて、そして、国家戦略として教育現場をどのようにこれから立ち直していくかというこの観点が必要だと思っております。

そういう観点で、文部科学省、そして財務省、それぞれどのような対応が行われてきたか、この決議を受けてですね、お伺いをしたいと思いま

す。それでは、財務省から、じゃお願いします。  
○大臣政務官(杉久武君) お答え申し上げます。  
少子化が急速に進む我が国にとって、教育を通じた人材育成は重要な課題であり、厳しい財政事情の下、決議の御指摘を踏まえながら予算編成を行ってきてているところでございます。

具体的には、過去二年間の決議に掲げられており、加配教職員の配置につきましては、二十七年度予算でプラス五百人、二十八年度予算でプラス五百二十五人の拡充。また、平成二十六年十一月の決議にあります「多様な専門性を持つ人材の

学校への配置を促進」という点におきましては、例えば、はじめ対策としてスクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカーの配置を充実するため、いじめ対策等総合推進事業について平成二十七年度予算で四十九億円、平成二十八年度予算で五十七億円を措置といった形で対応してきておりま

なお、御指摘ありました財審の試算でございま  
すが、文科省が概算要求において推計した今後十  
年間のクラス数の減少見込みを基に、現在の教育  
環境である十クラス当たり十八人という教職員を  
維持した場合の推計でございます。

他方、教職員を取り巻く環境の多様化、複雑化を踏まえれば、現在の水準を超えて教職員数を増加させることを一概に否定しているわけではなく、どのような対応が最も効率的・効果的かといた点について検証しながら今後の予算編成過程で議論をしてまいりたい、このように考えております。

○國務大臣(松野博一君) 平成二十六年十一月及

び二十七年六月の本委員会で決議文が全会一致で決議をされたことを重く受け止めておりますし、そのおかげももちまして、平成二十七年度及び二十八年度予算には、それぞれ五百人、五百二十五

人の加配定数の充実が図られたところであります。

一方、先般財務省が示した現在の教育環境を継続させた試算では、加配定数について現状の割合

を維持した上でクラス数の減に合わせて十年間で八%減らすこととなっていますが、この財務省試

算には、発達障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒等がこの十年間で増加しているこ

とを踏まえた今後の傾向が反映されていないと考えております。

今般の概算要求においては、平成二十九年度から三十八年度までの十か年にわたる「次世代の学

校」指導体制実現構想を策定し、発達障害の児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒等の増加傾向

も踏まえ、教職員定数の充実を図ることを目指しておおり、決議も踏まえ、計画的な改善の実現に向

○委員長(赤池誠章君) 時間が過ぎておりますので、お二つづつ“うへへ”

○木戸口英司君 じゃ、質問はもうやめにしま  
で、おまとめください。

最後に一言。やはり政府としてしっかりと対応す

をしていただたくこと、先ほど賤務省に対して崩しの言葉もありましたけれども、やはり政府としての決意に対する御質問でござります。

裏務黒進去の攻玉、甚楚至故の攻夷、一つかりでしがりと対応していたたくことだと思ひ能す。

義務標準法の改正 基礎定数の改善 してから  
と取り組んでいただきたいと最後に申し述べて、  
終つらせていただきます。

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文でござい  
ます。

大臣、副大臣、お疲れさまでございます。ラス  
トバッターでありますので、どうぞよろしくお願

いをいたします。

卷之三

人しかいない。

私はこれは非常に少ないと思いませんけれども、こんなに少ない原因、大臣、どんなところにあると思いますか。

○國務大臣(松野博一君) これはもう松沢委員御案内のとおりであります。特別免許状は、任用しようとする教育委員会や学校法人の推薦に基づき、免許状授与権者である都道府県教育委員会が行う教職員検定に合格した者に対して授与するという制度であります。特別免許状の授与については、従前、各都道府県が厳格な授与基準による慎重な運用がなされていましたから、特別免許状の授与件数が増加していくと考えられます。

こうしたこと踏まえ、文部科学省では、特別免許状の積極的な活用を促すため、平成二十六年六月に特別免許状の授与に係る教職員検定等に関する指針を策定し、全国の教育委員会に周知をしたところであり、これを受け、各都道府県において特別免許状の授与基準の整備や見直しが進められており、その結果、近年、特別免許状の授与件数が増加をしております。

○松沢成文君 大臣御指摘のとおり、ちょっと都道府県の対応が鈍かつたというのがあったんですね。実はその頃、私、神奈川県知事やっておりまして、私が知事になつてすぐに、平成十六年に、実はそれまで神奈川県、英語の特別免許状の授与した教員いなかつたんです。もつともっと活用すべきだということで、実は私が知事になつて初めて公立の中学校での英語科教員に特別免許状を授与させたと、教育委員会が授与したわけですね。その際の課題としてこういうのがあつたんです。効果的な活用場面を設定するためのカリキュラムの作成だと、あるいは教材の開発、こういふ大臣はどういう課題がある、あつたといふふうに考えておられますか。

○國務大臣(松野博一君) 外国語の特別免許状を

有する教員は、実践的なコミュニケーションなど

で専門性を生かした指導を行い成果を上げている例があると承知しております。一方、課題としては、今委員が例示をしていただいたような、教職経験がないため指導法や校内業務などで課題がある場合もあると聞いております。

文部科学省としては、今後、特別免許状を有する教員の好事例とともに課題についても把握をして、改善のための対応について検討していきたいと考えております。

○松沢成文君 よろしくお願ひします。

国際化がどんどん進展していく中で、英語教育に対する期待とか、あるいは日本の今までの英語教育に対する反省も踏まえて新しいコミュニケーションを取れるような英語をしっかりと教えていくこと。そういうことが呼ばれておりまして、これは保護者からの要請もありますが、実は生徒自身も英語学習への熱意が非常に高まっていますし、文科省が小学校の五、六年生に行つた全国調査では、小学生の七二・三%が英語が好きだと、小学生ですからね、まだこれから夢もあるんでしょう、そして九一・五%が英語が使えるようになりますと言っているんですね。

これ、親御さんも、まあ自分たちは余り英語を勉強してこなかつたので海外旅行へ行つても海外の転勤に行っても苦労すると、是非とも自分たちの子供にはもう外国人と英語を使ってできるだけ自由にコミュニケーションできるような人材になつてほしいと、物すごい期待があつて、今英語塾ですとか、保育園から英語教室という時代になつてきているわけですね。

さあ、ここで大臣のちょっと大局的な御意見を伺いたいんですけれども、私は、日本の歴史、伝統、文化が非常に大事だと思っています。そういうものができるないから、それに担当する先生をあれしてもなかなかうまくクラスが機能しないんじゃないのかというのがあつたんですけれども、こういう形にいたしました。

その際の課題としてこういうのがあつたんですね。効果的な活用場面を設定するためのカリキュラムの作成だと、あるいは教材の開発、こういふうものができないから、それに担当する先生をあれしてもなかなかうまくクラスが機能しないんじゃないのかというのがあつたんですけれども、大臣はどういうふうに考えておられますか。

ケーション取れないと困る場合、不利になる場合がたくさんあるわけですね。

そこで、今世界は、英語は一言語ではなくて世界共通語になっています。ですから、世界中どこ

の子供たちも英語は学ぶわけですね。ですから、英語ができると、その英語のネーティブスピーカーのイギリス人やアメリカ人だけではなくて、世界中の皆さんとコミュニケーションができると

いうことです。

ですから、私は、英語は一言語としてもしっかりと身に付けるべきだという考えなんですね。

そういう目的がある中で、今の英語教育が果た

して機能しているのか。やっぱり今の英語教育と

いうのは、どうしても受験英語から始まりますか

ら、受験で評価しやすい文法とか単語の語彙力と

かこういうものばかりを学校で教えて、本当にコ

ミュニケーションというのをやつてこなかつたん

ですね、コミュニケーション英語教育というの

を。

ですから、私は、ここでもし日本人が本当のこれから国際社会での中のコミュニケーション力を高めていくには、単に英語を学習とか教科として捉えるだけではなくて、やはり日常生活、日常の中に英語というのをもつともつと入れていかなきやいけないんじやないかと。つまり、英語を、極端な言葉で言うと第二公用語にする。もちろん日本公用語は国語である日本語です。しかし、英語も公用語に近いような形にして、例えば行政の大変な文書あるいは総理の所信表明演説も含めて英語を併記する、あるいは新聞の社説も必ず横には英語を併記する、あるいは町の中でもレストランでも町の看板でも必ず英語は併記すると。そ

れで引いてみたんですけど、「国内で数種の言語が用いられている国家で、その国の公用の公用語でありますし、それに向けて文部科学省も、小学校における英語教育の充実、また五年生の正式科目化導入への検討等を含め、今、施策を実行に移していきたいと考えております。

第二公用語であります。公用語というのを広く用いられている国家で、その公用の公用語が用いられている国家で、その公用の公用語が用いられる言語」というのが公用語の定義だそうで、私も初めて引いたんです。もう一つは、日本国内の法規等に公用語に関する規定がありません。

その中において、この文科委員会において私が松沢委員の質問にどう答えるのか難しいわけではありませんが、松沢委員の意図するように、英語の習得、またこれから外国人の観光客の方も多くいらっしゃる機会が多くなる中で、英語表記等の導

が終わつたらすぐ忘れちゃうんですね。

ですから、そういう意味で、私は、英語の第二公用語化というような、公用語という言い方がいか分かりませんが、革命的な英語に対する教育やあるいは社会改革をしていかない限り、日本人のこのコミュニケーション能力というのは高まつていかないと思うんですが、大臣は、例えば英語の第二公用語化などについてはどういう見解をお持ちでしょうか。

○國務大臣(松野博一君) まずグローバル化対応に必要な要素として、一つは英語力を含めた外国語の力、もう一つは、松沢委員からお話をありましたとおり、日本語力、また日本の歴史、伝統文化に対する理解が必要だと思います。今まで、このどちらの要素が必要か、どちらを優先すべきかという議論があつたんですが、私は、もうそろそろその議論は終わりにして、結論から言えば、もう両方必要だから両方しっかりとやるしかないということではないかというふうに考えております。

その意味においては、これは世界共通語、コミュニケーションツールとしての英語の重要性と

いうことにに関しては松沢委員と同じくする

ものでありますし、それに向けて文部科学省も、小学校における英語教育の充実、また五年生の正式科目化導入への検討等を含め、今、施策を実行に移していきたいと考えております。

第二公用語であります。公用語というのを広く用いられている国家で、その公用の公用語が用いられる言語」というのが公用語の定義だそうで、私も初めて引いたんです。もう一つは、日本国内の法規等に公用語に関する規定がありません。

その中において、この文科委員会において私が松沢委員の質問にどう答えるのか難しいわけではありませんが、松沢委員の意図するように、英語の習得、またこれから外国人の観光客の方も多くいらっしゃる機会が多くなる中で、英語表記等の導

入も含めて、より英語を身近に使いこなす、また社会政策の中にも英語を織り込んでいくといふことは重要であろうかと考えております。

○松沢成文君 ありがとうございました。

次のテーマなんですかけれども、今般の法改正においては、大学における教員養成課程の改善というものが大きな柱の一つとなつております。

国立大学の役割の一には、目的を持てて学生を養成する目的養成というものがあります。この目的養成には二つ掲げられておりまして、一つは理工系人材育成に寄与すること、そして二つ目は教員育成の中核を担うことと定められております。国立大学八十六校のうち、約半数の四十四の大学や学部が教員養成目的で設置されているところです。そして、その卒業生の多くは公立の小中学校の教員となっていくわけですね。

そこで、国旗・国歌の意義というのを理解させて尊重する態度を育てるという学習指導要領解説書の方針を私は国立大学の学生たちも理解してお

く必要があるのじゃないかと思っています。そのためにも、何度もこの委員会でも取り上げておりますが、国立大学では国旗の掲揚、国歌の斉唱は必要ではないかと考えている一人です。

そしておよそ八四%、ほとんどの大学が国歌斎唱を実施していないことが明らかになりました。私の質問に対しても安倍総理は、国立大学は税金によつて賄われているということに鑑みれば、言わば新教育基本法の方針にのつとつて正しく実施されるべきではないかと答弁をいたしました。

そして、この文科委員会で下村文科大臣に私は見解を伺いましたが、下村大臣は總理の答弁を受けて、文科省としては、国旗掲揚や国歌斉唱が長年の慣行により広く国民の間に定着していること、また、国旗・国歌法が施行されたことも踏まえ、各国立大学において適切な対応が取られるよう検討を要請していくかと答えまして、さら

に、文部科学大臣として全国の国立大学の学長会議等で日の丸・君が代に対してはできるだけ要讀したいとして、その直後に、下村大臣は、昨年の六月ですが、国立大学法人の学長会議において、各大学に対しても國旗と國歌の取扱いについて適切な判断を要請しているんですね。

馳前大臣もこの国旗・国歌と国立大学法人に対するお願いをしていくことについてニュースは変わっていないんではないかというふうには感じておりますし、私もお二人の元、前大臣を考えを引き継ぎ、これはもちろん前提として、立大学法人においてその自主的な判断であるとすることが前提であります。私としても適切にまことにござります。

し  
ン  
の  
國  
私  
い  
いと要求をいたしました。その結果、委員会の方から五輪の組織委員会の方に、経費出でているんですか、あつたら出してくださいと言つたんですが、まだありませんということでした。この時期でまだ大会の経費が出ていないこと自体、私はおかしいと思うんですが、それは仕方ないです、ないと

---

www.nature.com/scientificreports/

うことが前提でありますから、私としても適切に旗・国歌の問題に対応していくべくようにお願いをしたいと考えております。

国 い の う 頭  
いうことなので。  
そこで、今、オリンピック開催、あるいはオリ  
ンピックを成功させるために、オリンピックの各  
競技がどれぐらいのお金が掛かって、その積み上  
げで予算がどれぐらい、開催経費がどれぐらい  
か、これ、実は九月までに決めなきゃいけなかつ  
たんですね、IOCにこれを提起するのは九月で

実は、昨年、下村文科大臣のときに調査をおこして、その後の結果を調査しました。その結果、国旗については、四大学が新たにやつぱりるべきだと変化しているんですね。国歌君が代

たんですね、IOCにこれを提起するのは九月でしたから。それが、東京都知事が替わって、今遅れちゃっているのは事実だと思います。

ゴルフ競技だけでなく、やはり全ての競技の開催経費がどれぐらいであるか、これは国会として取り上げて、そこらへんをもう少し詳しく見てもらいたいと思います。

ついで、六大学が大臣の提起を受けて大学内議論して、やっぱり国立大学なんだからやるべだということで増えているんです。

きで、催経費かどれくらいであるか、これは国会としても知りたいところなんです。というのは、足りなければ最後は国税投入ですからね。ですから、私としては、五輪の全ての開催経費、予算について、もう一度日議會に持つて、こしらは全部です。

いして、それに丸めて大學で講話が如きにて、大変化が起きているんですよ。だから、やつぱりこれは要請をして毎年調査をして、いくと、どうこ

事と、経費、予算を出して、それが出了ならば速やかに、もしまだ出ていないのであれば早く検討して、ゴルフだけでなく、今どうなつているのか、もしまだ出ていないのであれば、これは全部で二月終業資金のついでに、これが金額であります。

をやつていけば、私はかなり国立大学の中で大きな式典においてしっかりと国旗・国歌が実施され、そういう式典の中で育つ学生たちがしつ

事れかにこの参議院の文教科学委員会に提示をしてほしいと。それを受けた私たちも議論ができるとな  
ると思いますので、どうか委員長、取扱いの方、  
て、経費、予算を出して、それが出了ならば速や  
かにこの参議院の文教科学委員会に提示をしてほ  
しいと。それを受けた私たちも議論ができるとな  
ると思いますので、どうか委員長、取扱いの方、

りと教育現場に立つて学習指導要領に基づいて旗・国歌を尊重するという態度を育んでいく。

國と日本は、和議の言葉で、どうか委員長、取扱いの方、よろしくお願ひいたします。

の指導が可能になると思っておりますので是非  
も要請並びに調査をしていただき、改善を進  
ていただきたいというふうに思つております。

（委員長）赤沢謹尊を、後赤堀事会において協議を行いたします。  
時間が過ぎておりますので、御意見をおまとめください。

あと一分残っておりますので、最後にちょっと  
私の方から委員長にお願いをさせていただきた  
と思います。

○松沢成文君 以上で質問を終わります。ありがとうございました。  
○委員長(赤池誠章君) 他に御発言もないようで  
ございふ。

前回、私、この委員会でオリンピックの五輪技のゴルフ場会場でやはり経費が明らかでないはおかしいということを取り上げさせていただ

○委員長(赤池誠章君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。  
これから、これより討論に入ります。

て、それを是非とも組織委員会の方に、経費は  
らなんだ、予算は幾らなんだ、早く出してほし

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、教育公務員特例法等改正案に対する反対討論を行います。

本法案は、大量退職、大量採用などで生じた教員の年齢、経験年数の不均衡による弊害などを理由に、教員の研修や養成などの仕組みを変えようとするものです。この不均衡は、計画的な教員定数改善を行わず、採用抑制を続けてきた政府によりつくりられたものですが、その反省は全くありません。

教育公務員特例法改正案は、教員の資質の向上を図るためとし、文部科学大臣が新たに指針を定めます。教育委員会は、その指針を参考し、指標を定め、教員研修計画を導入するというものです。教育委員会の定める研修計画は文部科学大臣の指針の下に置き、管理、統制しようといふものであり、到底認められません。

さらに、十年経験者研修を中心教諭等資質向上研修に改めます。十年程度の経験を有する教員は、学年運営、学校行事などで中心的な役割を果たしている場合も多く、そうした教員を現場から切り離したり、研修後に押しなべて学校運営中の核的役割を期待し業務を増やすなど、新たな負担を教員に強いりるという懸念があります。

教員の資質向上などと称して、国の方針の下で、あるべき教員像、あるべき指導法を示し、研修で育成する方法では問題は解決しません。資質の向上のためには、教員自身が学びの専門家として自主的に研修に取り組むことが必要です。あわせて、行政研修を抜本的に見直すこと、校内研修の機会の確保、充実、少人数学級推進のための定数改善、教員の多忙化の解消こそ、教育行政の責務です。

また、教員免許法改正案について、これまでの教科、教職、教科又は教職という区分を取り払うとしています。教科と教科の指導法を統合するなど、これまでより教科の指導法についての科目を中心していく見直しのイメージを持っているようですが、学問的、専門的な教科に関する知識を

身に付けなければ、子供たちに教科の面白さや学ぶ楽しさを伝えることはできません。学問的な知識を軽んじ、指導法だけを丸暗記させることにつながりかねないやり方は慎むべきであることも申述べ、討論といたします。

○木戸口英司君 希望の会（自由・社民）、自由党の木戸口英司です。

私は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から討論を行います。本法律案に反対する第一の理由は、国の指針において定める事項を規定する条文の内容が曖昧であり、どのような指針を定めるかが専ら政府の裁量に委ねられている点です。文部科学省は、指針は大綱的なものにとどめると答弁していますが、時の政権の意向などが強く反映され、各地域の指标の内容を過度に制限するような指針が策定される可能性が条文上排除されておらず、教育現場からは不安の声が上がっています。

指標については、教員の一元化といったあしき事態を招かぬよう、地域や学校現場の実情を踏まえ、教員の自発的な資質向上の基点となるものを目指すべきです。また、仮に指標が本来異なる趣旨、目的において行われるべき人事評価と一体的に運用されるようなどになれば、教員が萎縮することとは避けられません。本法律案の規定ではこのような懸念が払拭されていないことも見逃せません。

反対する第一の理由は、本法律案により設置される協議会に關する規定が不十分であることですか。協議会の運営に当たっては、教育委員会等が大學等の教員養成に対し不当な圧力を強めることのないように十分な配慮が必要です。また、協議会のメンバーを地域の多様な関係者で構成することによって教育現場の声を研修に反映させるべきです。これらの観点に立った規定がないことも本法の大きな問題点と言えます。

なお、十年経験者研修を中心教諭等資質向上研修に改めることにより、免許状更新講習との実施時期の重複が緩和されることは評価しますが、免

身に付けなければ、子供たちに教科の面白さや学生に軽んじ、指導法だけを丸暗記させることにつながりかねないやり方は慎むべきであることも申述べ、討論といたします。

最後に、我が国の中学校現場が複雑化、困難化する中、一人一人の子供にきめ細かく対応できる教育環境の整備こそが最優先課題であり、教員の研修体制の充実に当たっても、教員が心置きなく研修に取り組むことができる環境が整うよう、研修等定数の拡充を始めとする教員定数改善を第一に行うべきであることを強く申し上げ、討論を終わります。

○委員長（赤池誠章君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したとのと認めます。これより採決に入ります。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長（赤池誠章君） 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、斎藤君から発言を求められておりますので、これを許します。斎藤嘉隆君。

○斎藤嘉隆君 私は、ただいま可決されました教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党、日本維新の会、希望の会（自由・社民）及び無所属クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、文部科学大臣が策定する指針については、

教育委員会等が地域の実情に合わせた指標を自主的・自律的に定めるための大綱的な内容のものとし、地域や学校現場に対する押し付けにならないようにすること。

二、教育委員会等が策定する指標については、

画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとすること。また、同指標は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることを周知すること。

三、指標の策定に関する協議会においては、任命権者の判断の下、教育委員会や大学の教員養成課程の関係者のみならず、地域の実情に応じ、多様な教育関係者等で構成するよう努めることとし、協議等を通じて、地域における課題や学校現場の状況を指標等に反映させること。また、協議の内容等について積極的な情報公開を行うとともに、協議会の構成員以外の者からも幅広く意見を聽取するよう努めること。

四、指標を踏まえた教員研修計画の策定に当たっては、教員が主体的に研修に取り組むことができるよう配慮しつつ、教員の資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修計画を体系的に整理し、教員の更なる過重負担を招かないようにすること。また、教員は現場で育つということを考慮し、日常の校内研修の充実を図ること。

五、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たっては、十年経験者研修と免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修の科目との整合・合理化や相互認定の促進を図ること。

六、中堅教諭等資質向上研修の実施時期の設定に当たっては、指標に基づき、地域・学校現場の実情を踏まえ、柔軟な取扱いとするよう周知すること。

七、学校現場で多忙を極める教員が、児童・生徒と向き合う時間や教材研究の時間を確保し、つづけの趣旨にのつとつた効果的な研修を受講できるよう、事務職員や他の専門スタッフの拡充を推進するとともに、昨年六月に「教

育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する決議」を全会一致で行つたことを踏まえ、教職員定数の計画的拡充を図ること。

八、小学校における外国语の特別免許状の授与を決定するに当たっては、外国语の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熟練や教科専門性を十分に問うものとすること。また、外国语が教科化される予定であることを踏まえ、特別免許状が例外的な措置であることに留意しつつ、小学校における外国语の専科担任制の拡充について検討すること。

九、独立行政法人教職員支援機構の運営に当たっては、事務の効率化に努め、機構の業務範囲の拡大が組織の定員や予算の肥大化にならないようつにすること。また、同機構が行う研修、調査研究等が、私立学校教職員の資質能力の向上等にも資するよう引き続き配慮すること。

以上でござります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(赤池誠章君) ただいま斎藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(赤池誠章君) 多数と認めます。よつて、斎藤君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、松野文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。松野文部科学大臣。

○国務大臣(松野博一君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(赤池誠章君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(赤池誠章君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

する請願 請願者 長野県松本市 草間徳子 外九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二二一号と同じである。

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の廃案に関する請願(第四二二号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に關わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願(第四五一号)(第四五二号)

第四二二号 平成二十八年十月二十八日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の廃案に関する請願

請願者 横浜市 中里悦子 外九十九名  
紹介議員 山本 太郎君

この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第四五一号 平成二十八年十一月二一日受理

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に關わる部分の白紙撤回を求めることが関する請願

請願者 東京都世田谷区 橋野由美子 外九十九名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二二二一号と同じである。

第四五二号 平成二十八年十一月二一日受理

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に關わる部分の白紙撤回を求めることが関する請願